明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○質屋営業法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府八六）　二
〔府令・省令〕
○住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・国土交通七）　三
〔省　令〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通九二）　三
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二五）　七
○地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二六）　九
〔規　則〕
○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（国家公安委一三）　八九
〔告　示〕
○住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項及びその確認の方法を定める等の件の一部を改正する件（消費者庁・国土交通三）　九三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一九〇五）　九五
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一九〇六）　九七
○肥料の登録が失効した件（同一九〇七）　九七
○評価方法基準の一部を改正する件（国土交通一二三六）　九八
○確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示（同一二三七）　九八
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示（同一二三八）　一二三
〔官庁報告〕
官庁事項
令和六年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請及び登録の更新について（国土交通省）　一二六
産　業
日本産業規格（文部科学省、文部科学省・経済産業省、厚生労働省、厚生労働省・経済産業省、経済産業省・国土交通省、国土交通省）　一二八
国家試験
第五十六回社会保険労務士試験合格者（厚生労働省）　一三四
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一三〇
裁判所
破産、免責関係　一三一
特殊法人等
日本私立学校振興・共済事業団共済規程等の一部変更、日本司法支援センター令和五事業年度財務諸表、公示送達、企業年金基金解散・清算人就任関係　一四九
地方公共団体
行旅死亡人関係　一六五
会社その他
会社決算公告　一六七

府令

○内閣府令第八十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十九号）の施行に伴い、質屋営業法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

質屋営業法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

（質屋営業法施行規則の一部改正）

第一条　質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（物品を質に取る場合の確認の方法） **第十六条**　法第十二条の内閣府令で定める方法は、身分証明書、運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード等その質置主の住所、氏名、職業及び年齢を確かめるに足りる資料の提示を受け、又は質置主以外の者で質置主の身元を確かめるにその質置主の住所、氏名、職業及び年齢を問い合わせることとする。 ２　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（物品を質に取る場合の確認の方法） **第十六条**　法第十二条の内閣府令で定める方法は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード等その質置主の住所、氏名、職業及び年齢を確かめるに足りる資料の提示を受け、又は質置主以外の者で質置主の身元を確かめるにその質置主の住所、氏名、職業及び年齢を問い合わせることとする。 ２　［同上］

（道路交通法施行規則の一部改正）

第二条　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免許申請書） **第十七条**　［略］ ２　前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第九号に掲げるものについては、提示）しなければならない。 ［一～八　略］	（免許申請書） **第十七条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～八　同上］

九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（前各号に掲げる書類であつてこの項の規定により添付し又は提示するものを除く。）

十　［略］

３　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

府令・省令

○内閣府令・国土交通省令第七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第二項の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建設住宅性能評価の申請） **第五条**　建設住宅性能評価の申請をしようとする者は、新築住宅に係る申請にあつては別記第七号様式の、既存住宅に係る申請にあつては別記第八号様式の建設住宅性能評価申請書（建設住宅性能評価書が交付された住宅でその建設工事の変更をしようとするものに係る建設住宅性能評価（以下この項において「変更建設住宅性能評価」という。）にあつては第一面を別記第九号様式と	（建設住宅性能評価の申請） **第五条**　建設住宅性能評価の申請をしようとする者は、新築住宅に係る申請にあつては別記第七号様式の、既存住宅に係る申請にあつては別記第八号様式の建設住宅性能評価申請書（建設住宅性能評価書が交付された住宅でその建設工事の変更をしようとするものに係る建設住宅性能評価（以下この項において「変更建設住宅性能評価」という。）にあつては第一面を別記第九号様式と

したものとする。以下単に「建設住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、当該住宅に係る設計住宅性能評価書又はその写し（新築住宅について当該住宅に係る設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合に限る。）、建設住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（変更建設住宅性能評価にあっては、当該変更に係るものに限る。）並びに建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項若しくは第四項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第六条第一項の規定による確認若しくは同法第十八条第二項の規定による通知を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請にあっては、確認済証の写しの添付を要しない。

2～5　（略）

したものとする。以下単に「建設住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、当該住宅に係る設計住宅性能評価書又はその写し（新築住宅について当該住宅に係る設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合に限る。）、建設住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（変更建設住宅性能評価にあっては、当該変更に係るものに限る。）並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第六条第一項の規定による確認を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請にあっては、確認済証の写しの添付を要しない。

2～5　（略）

省令

○国土交通省令第九十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年十月二十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（確認済証等の様式等） **第二条**　法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能評価書の交付等） **第七条**　（略） 2　登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては第一号、第二号又は第四号に掲げる場合においては、建設住宅性能評価書を交付してはならない。この場合において、登録住宅性能評価機関は、別記第十一号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。 一～四　（略） 五　申請に係る住宅について建築基準法第七条第五項又は第十八条第二十二項若しくは第二十六項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第七条第一項の規定による検査若しくは同法第十八条第二十項の規定による通知を要しない住宅又は同法第七条の六第一項第一号若しくは第二号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。 3～6　（略）	（確認済証等の様式等） **第二条**　法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能評価書の交付等） **第七条**　（略） 2　登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては第一号、第二号又は第四号に掲げる場合においては、建設住宅性能評価書を交付してはならない。この場合において、登録住宅性能評価機関は、別記第十一号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。 一～四　（略） 五　申請に係る住宅について建築基準法第七条第五項又は第七条の二第五項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第七条第一項の規定による検査を要しない住宅又は同法第七条の六第一項第一号若しくは第二号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。 3～6　（略）

附　則

この命令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2　法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第八十一条第二項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。第三条の九第二項第一号、第三条の十一第二項第一号並びに第八条の二第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）に適合するかどうかの審査をする場合

二～四　（略）

五　法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六条の三第二項第十一号において同じ。）の提出がなかつた場合

3　（略）

4　法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行うものとする。

5　（略）

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二　（略）

2～5　（略）

6　前条第一項の規定は法第八十七条の四において準用する法第六条第四項の規定による交付について、前条第四項及び第五項の規定は法第八十七条の四において準用する法第六条第七項の規定による交付について準用する。この場合において、前条第一項中「法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第八十七条の四において準用

能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同規則第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2　法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第八十一条第二項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査をする場合

二～四　（略）

五　法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書（以下単に「適合判定通知書」という。）若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六条の三第二項第十一号において同じ。）の提出がなかつた場合

3　（略）

4　法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行うものとする。

5　（略）

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二　（略）

2～5　（略）

6　前条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十七条の四において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。

する法第六条第四項」と、「第一条の三」とあるのは「次条」と、「添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）」とあるのは「添付書類」と、同条第四項中「法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第七項」と、「第一条の三」とあるのは「次条」と、「添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類」とあるのは「添付書類」と、同条第五項中「法第六条第七項」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第七項」と読み替えるものとする。

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条　（略）

2～7　（略）

8　第二条第一項の規定は法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項の規定による交付について、第二条第四項及び第五項の規定は法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第七項の規定による交付について準用する。この場合において、第二条第一項中「法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項」と、「第一条の三」とあるのは「第三条」と、「添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）」とあるのは「添付書類」と、同条第四項中「法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第七項」と、「第一条の三」とあるのは「第三条」と、「添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類」とあるのは「添付書類」と、同条第五項中「法第六条第七項」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第七項」と読み替えるものとする。

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条　（略）

2～7　（略）

8　第二条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。

（指定確認検査機関に対する確認の申請等）

第三条の三　第一条の三（第七項及び第九項を除く。）の規定は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請について、第一条の四の規定は法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第一条の三第一項及び第一条の四中「法第六条第一項」とあるのは「法第六条の二第一項」と、同項第一号ロ(3)中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」とあり、並びに第一条の三第四項第一号ハ(2)、第八項及び第十一項並びに第一条の四（見出しを含む。）中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と、第一条の三第四項中「法第六条第一項の」とあるのは「法第六条の二第一項の」と読み替えるものとする。

2　第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の四において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第二条の二第一項中「法第六条第一項」とあるのは「法第六条の二第一項」と、同項第一号ロ(2)及び同条第五項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

3　第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第三条第一項から第三項までの規定中「法第六条第一項」とあるのは「法第六条の二第一項」と、同条第一項第一号ロ(2)及び第七項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第三項第一号イ及びハ中「第一条の三第一項」とあるのは「第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項」と読み替えるものとする。

4　（略）

（指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等）

第三条の四　（略）

2　法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一　申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書　別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行う。

二　（略）

3　（略）

（確認審査報告書）

第三条の五　（略）

2　（略）

（指定確認検査機関に対する確認の申請等）

第三条の三　第一条の三（第七項及び第九項を除く。）の規定は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請について、第一条の四の規定は法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第一条の三第一項第一号ロ(3)中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」とあり、並びに同条第四項第一号ハ(2)、第八項及び第十一項並びに第一条の四中「建築主事等」とあるのは、「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

2　第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の四において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第二条の二第一項第一号ロ(2)及び第五項中「建築主事等」とあるのは、「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

3　第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第三条第一項第一号ロ(2)及び第七項中「建築主事等」とあるのは、「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

4　（略）

（指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等）

第三条の四　（略）

2　法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書　別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行う。

二　（略）

3　（略）

（確認審査報告書）

第三条の五　（略）

2　（略）

3　法第六条の二第五項の国土交通省令で定める書類（法第六条の二第一項の確認済証の交付をした場合に限る。）は、次に掲げる書類とする。

一　次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類

イ　建築物　別記第二号様式の第四面から第六面までによる書類及び別記第三号様式による建築計画概要書

ロ～ニ　（略）

二　（略）

三　法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し

4　（略）

（適合判定通知書等の様式等）

第三条の九　（略）

2　法第六条の三第五項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合

二・三　（略）

3・4　（略）

（指定構造計算適合性判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等）

第三条の十一　（略）

2　法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第六条の三第五項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合

二・三　（略）

3～5　（略）

（完了検査申請書の様式）

第四条　法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一～七　（略）

2　（略）

（検査済証の様式）

第四条の四　法第七条第五項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付は、別記第二十一号様式による検査済証に、第四条第一項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。

3　法第六条の二第五項の国土交通省令で定める書類（法第六条の二第一項の確認済証の交付をした場合に限る。）は、次の各号に掲げる書類とする。

一　次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類

イ　建築物　別記第二号様式の第四面から第六面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書

ロ～ニ　（略）

二　（略）

三　適合判定通知書又はその写し

4　（略）

（適合判定通知書等の様式等）

第三条の九　（略）

2　法第六条の三第五項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第八十一条第二項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合

二・三　（略）

3・4　（略）

（指定構造計算適合性判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等）

第三条の十一　（略）

2　法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第六条の三第五項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第八十一条第二項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合

二・三　（略）

3～5　（略）

（完了検査申請書の様式）

第四条　法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一～七　（略）

2　（略）

（検査済証の様式）

第四条の四　法第七条第五項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付は、別記第二十一号様式による検査済証に、第四条第一項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、同条第二項の規定に基づき完了検査申請書に同条第一項第一号の図書及び書類の添付を要しない場合にあつては、当該図書及び書類の添付を要しない。

（指定確認検査機関に対する完了検査の申請）

第四条の四の二　第四条の規定は、法第七条の二第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第四条の五の二第一項及び第四条の七第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「法第七条第一項」とあるのは「法第七条の二第一項」と、同項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

（中間検査申請書の様式）

第四条の八　法第七条の三第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一～五　（略）

2　（略）

（中間検査合格証の様式）

第四条の十　法第七条の三第五項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付は、別記第二十八号様式による中間検査合格証に、第四条の八第一項第一号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。

（指定確認検査機関に対する中間検査の申請）

第四条の十一の二　第四条の八の規定は、法第七条の四第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第四条の十二の二第一項及び第四条の十四第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条の八第一項及び第二項中「法第七条の三第一項」とあるのは「法第七条の四第一項」と、同項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

（指定確認検査機関が交付する中間検査合格証の様式）

第四条の十三　（略）

2　指定確認検査機関が第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項第一号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合における法第七条の四第三項の中間検査合格証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。

3　（略）

（仮使用認定報告書）

第四条の十六の二　（略）

2　（略）

3　法第七条の六第三項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二　（略）

4　（略）

（国の機関の長等による建築物の点検）

第五条の二　（略）

2　法第十八条第二十二項又は第二十六項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

（指定確認検査機関に対する完了検査の申請）

第四条の四の二　第四条の規定は、法第七条の二第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第四条の五の二第一項及び第四条の七第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「法第七条第一項」とあるのは「法第七条の二第一項」と、同項中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

（中間検査申請書の様式）

第四条の八　法第七条の三第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一～五　（略）

2　（略）

（中間検査合格証の様式）

第四条の十　法第七条の三第五項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付は、別記第二十八号様式による中間検査合格証に、第四条の八第一項第一号に掲げる図書及び書類を求めた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、第四条の八第二項の規定に基づき中間検査申請書に同号の図書及び書類の添付を要しない場合にあつては、当該図書及び書類の添付を要しない。

（指定確認検査機関に対する中間検査の申請）

第四条の十一の二　第四条の八の規定は、法第七条の四第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第四条の十二の二第一項及び第四条の十四第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条の八第二項中「建築主事等」とあるのは、「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

（指定確認検査機関が交付する中間検査合格証の様式）

第四条の十三　（略）

2　指定確認検査機関が当該建築物の計画に係る図書及び書類（確認に要したものに限る。）を求めた場合における法第七条の四第三項の中間検査合格証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。

3　（略）

（仮使用認定報告書）

第四条の十六の二　（略）

2　（略）

3　法第七条の六第三項の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一・二　（略）

4　（略）

（国の機関の長等による建築物の点検）

第五条の二　（略）

2　法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

（国の機関の長等による建築設備等の点検）

第六条の二　（略）

2　法第十八条第二十二項又は第二十六項（これらの規定を法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

（国の機関の長等による工作物の点検）

第六条の二の三　（略）

2　法第八十八条第一項において準用する法第十八条第二十二項又は第二十六項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

（台帳の記載事項等）

第六条の三　法第十二条第八項（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　建築物に係る台帳　次のイ及びロに掲げる事項

イ　（略）

ロ　第一条の三の申請書及び第八条の二の二において準用する第一条の三の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

二　建築設備に係る台帳　次のイ及びロに掲げる事項

イ　（略）

ロ　第二条の二の申請書及び第八条の二の五第一項において準用する第二条の二の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

三　（略）

四　工作物に係る台帳　次のイからニまでに掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　第三条の申請書及び第八条の二の六第一項において準用する第三条の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

2　法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　第一条の三（第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第三号様式による建築計画概要書を除く。）

二　第二条の二（第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

（国の機関の長等による建築設備等の点検）

第六条の二　（略）

2　法第十八条第十八項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

（国の機関の長等による工作物の点検）

第六条の二の三　（略）

2　法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。

（台帳の記載事項等）

第六条の三　法第十二条第八項（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　建築物に係る台帳　次のイ及びロに掲げる事項

イ　（略）

ロ　第一条の三の申請書及び第八条の二第一項において準用する第一条の三の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

二　建築設備に係る台帳　次のイ及びロに掲げる事項

イ　（略）

ロ　第二条の二の申請書及び第八条の二第五項において準用する第二条の二の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

三　（略）

四　工作物に係る台帳　次のイからニまでに掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　第三条の申請書及び第八条の二第六項において準用する第三条の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

2　法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　第一条の三（第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第三号様式による建築計画概要書を除く。）

二　第二条の二（第八条の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

三　第三条（第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第三号様式による建築計画概要書及び別記第十二号様式による築造計画概要書を除く。）

四　第四条第一項（第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

五　第四条の二第一項（第八条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する書類

六　第四条の八第一項（第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

七～九　（略）

十　法第六条の三第七項又は法第十八条第十一項に規定する適合判定通知書又はその写し

十一　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項又は第十三条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し

３～６　（略）

（都道府県知事による台帳の記載等）

第六条の四　都道府県知事は、構造計算適合性判定に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳（第三条の七の申請書及び第八条の二の二において準用する第三条の七の通知書（以下この条において「申請書等」という。）を含む。）を保存しなければならない。

２～４　（略）

５　申請書等（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、法第六条の三第四項又は法第十八条第八項の規定による通知書の交付の日から起算して十五年間保存しなければならない。

（建築工事届及び建築物除却届）

第八条　（略）

２　（略）

３　前二項の届出は、当該建築物の計画について法第六条第一項の規定により建築主事等の確認を受け、又は法第十八条第二項の規定により建築主事等に工事の計画を通知しなければならない場合においては、当該確認申請又は通知と同時に（法第六条の二第一項又は法第十八条第四項の確認済証の交付を受けた場合においては、遅滞なく）行わなければならない。

４　（略）

（国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知等）

第八条の二　法第十八条第五項ただし書の国土交通省令で定める要件は、特定建築基準適合判定資格者であることとする。

２　法第十八条第九項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　通知に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定の通知を受けた場合

三　第三条（第八条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第三号様式による建築計画概要書及び別記第十二号様式による築造計画概要書を除く。）

四　第四条第一項（第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

五　第四条の二第一項（第八条の二第十四項において準用する場合を含む。）に規定する書類

六　第四条の八第一項（第八条の二第十七項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

七～九　（略）

十　適合判定通知書又はその写し

十一　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し

３～６　（略）

（都道府県知事による台帳の記載等）

第六条の四　都道府県知事は、構造計算適合性判定に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳（第三条の七の申請書及び第八条の二第七項において準用する第三条の七（第三条の十において準用する場合を除く。）の通知書（以下この条において「申請書等」という。）を含む。）を保存しなければならない。

２～４　（略）

５　申請書等（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、法第六条の三第四項又は法第十八条第七項の規定による通知書の交付の日から起算して十五年間保存しなければならない。

（建築工事届及び建築物除却届）

第八条　（略）

２　（略）

３　前二項の届出は、当該建築物の計画について法第六条第一項の規定により建築主事等の確認を受け、又は法第十八条第二項の規定により建築主事等に工事の計画を通知しなければならない場合においては、当該確認申請又は通知と同時に（法第六条の二第一項の確認済証の交付を受けた場合においては、遅滞なく）行わなければならない。

４　（略）

（国の機関の長等による建築主事等に対する通知等）

第八条の二　第一条の三の規定は、法第十八条第二項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。

２　第一条の四の規定は、法第十八条第二項の規定による通知を受けた場合について準用する。

３　第二条第一項及び第三項から第五項までの規定は、法第十八条第三項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規

二　通知に係る建築物の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかの判定の通知を受けた場合において、次条において準用する第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書（第二条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三　法第二十条第一項第二号イに規定するプログラムにより令第八十一条第二項に規定する基準に従つた構造計算を行う場合に用いた構造設計の条件が適切なものであるかどうかその他の事項について構造計算適合性判定に関する事務に従事する者相互間で意見が異なる場合

3　法第十八条第十四項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　通知に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をする場合

二　通知に係る建築物（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、次条において準用する第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三　通知に係る建築物（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四　通知に係る建築物の計画が令第八十一条第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第三号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

五　法第十八条第三項の期間の末日の三日前までに同条第十一項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三条第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写しの提出がなかつた場合

4　法第十八条第十六項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一　通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書　別記第四十二号の六の二様式による通知書に、次条において準用する第三条の三第一項において準用する第一条の三、第八条の二の五第一項において準用する第三条の三第二項において準用する第二条の二又は第八条の二の六第一項において準用する第三条の三第三項において準用する第三条の通知書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第十八条第十一項に規定する適合判定通知書又はその写し、次条において準用する第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第七条第五項において準用する同令第六条に規定する書類を添えて行う。

定による確認済証の交付並びに法第十八条第十三項及び第十四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の交付について準用する。

4　第二条第二項の規定は、法第十八条第十三項の国土交通省令で定める場合について準用する。

5　第二条の二（第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の四において準用する法第十八条第二項の規定による通知について準用する。

6　第三条（第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第二項の規定による通知について準用する。

7　第三条の七（第三条の十において準用する場合を含む。第二十一項において同じ。）の規定は、法第十八条第四項の規定による通知について準用する。

8　第三条の八（第三条の十において準用する場合を含む。第二十一項において同じ。）の規定は、法第十八条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。

9　第三条の九第一項、第三項及び第四項の規定は、法第十八条第七項から第九項までの規定による通知書の交付について準用する。

10　第三条の九第二項の規定は、法第十八条第八項の国土交通省令で定める場合について準用する。

11　第三条の十一の規定は、法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第七項から第九項までの規定による通知書の交付について準用する。

12　第三条の十二の規定は、法第十八条第十項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。

13　第四条の規定は、法第十八条第十六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。

14　第四条の二の規定は、法第八十七条第一項において準用する法第十八条第十六項の規定による通知について準用する。

15　第四条の三の二の規定は、法第十八条第十七項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合について準用する。

16　第四条の四の規定は、法第十八条第十八項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付について準用する。

17　第四条の八の規定は、法第十八条第十九項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。

18　第四条の九の規定は、法第十八条第二十項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合について準用する。

19　第四条の十の規定は、法第十八条第二十一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付について準用する。

20　第四条の十六の規定は、法第十八条第二十四項第一号又は第二号（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定について準用する。

二　通知に係る建築物の計画が通知の内容によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書　別記第四十二号の六の三様式による通知書により行う。

5　法第十八条第十八項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第七項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第十八条第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の確認済証又は法第十八条第十六項の通知書の交付の日から七日以内とする。

6　法第十八条第十八項に規定する審査報告書は、別記第四十二号の六の四様式による。

7　法第十八条第十八項の国土交通省令で定める書類（同条第四項の確認済証の交付をした場合に限る。）は、次に掲げる書類とする。

一　次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める書類

イ　建築物　別記第四十二号様式の第四面から第六面までによる書類及び別記第三号様式による建築計画概要書

ロ　建築設備　別記第四十二号の七様式の第二面による書類

ハ　法第八十八条第一項に規定する工作物　別記第四十二号の九様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第四十二号の七様式（昇降機用）の第二面による書類

ニ　法第八十八条第二項に規定する工作物　別記第十二号様式による築造計画概要書

二　確認審査等に関する指針に従つて法第十八条第四項の規定による審査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

三　法第十八条第十一項に規定する適合判定通知書又はその写し

8　第三条の五第四項の規定は、前項の書類について準用する。

9　法第十八条第二十四項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の検査の引受けを行つた旨を証する書面の様式は、別記第四十二号の十四の二様式による。

10　法第十八条第二十六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第十二項において同じ。）に規定する検査済証の様式は、別記第四十二号の十六の二様式による。

11　指定確認検査機関が次条において準用する第四条の四において準用する第四条第一項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合における法第十八条第二十六項の規定による検査済証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。

12　法第十八条第二十七項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第十四項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第十八条第二十六項の検査済証の交付の日又は次条において準用する第四条の五の二第一項の規定による通知をした日から七日以内とする。

13　法第十八条第二十七項に規定する完了検査報告書は、別記第四十二号の十六の三様式による。

14　法第十八条第二十七項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　別記第四十二号の十三様式の第二面から第四面までによる書類

二　確認審査等に関する指針に従つて法第十八条第二十三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の検査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

15　第四条の七第四項の規定は、前項の書類について準用する。

21　前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の三第一項第一号及び第四項第一号並びに第三条第三項第一号	別記第二号様式	別記第四十二号様式
第一条の三第八項	別記第四号様式	別記第四十二号の二様式
第二条第一項	別記第五号様式	別記第四十二号の三様式
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第七条第五項において準用する同規則第六条
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条第七項
第二条第二項第五号	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三条第七項
第二条第三項	別記第五号の二様式	別記第四十二号の四様式
第二条第四項	別記第六号様式	別記第四十二号の五様式
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三条第七項
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第七条第五項において準用する同規則第六条
第二条第五項	別記第七号様式	別記第四十二号の六様式
第一条の三第四項第一号ロ、第二条の二第一項第一号並びに第三条第一項第一号及び第三項第一号ロ	別記第八号様式	別記第四十二号の七様式
第二条の二第五項	別記第九号様式	別記第四十二号の八様式

16　法第十八条第三十項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による中間検査合格証の交付は、別記第四十二号の十九様式による中間検査合格証に、次条において準用する第四条の八第一項第一号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。

17　法第十八条第三十三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査の引受けを行つた旨を証する書面の様式は、別記第四十二号の十七の二様式による。

18　法第十八条第三十四項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項及び第二十項において同じ。）に規定する中間検査合格証の様式は、別記第四十二号の十九の二様式による。

19　指定確認検査機関が次条において準用する第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項第一号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合における法第十八条第三十四項の規定による中間検査合格証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。

20　法第十八条第三十六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項及び第二十二項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第十八条第三十四項の中間検査合格証の交付の日又は次条において準用する第四条の十二の二第一項の規定による通知をした日から七日以内とする。

21　法第十八条第三十六項に規定する中間検査報告書は、別記第四十二号の十九の三様式による。

22　法第十八条第三十六項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　別記第四十二号の十七様式の第二面から第四面までによる書類

二　確認審査等に関する指針に従つて法第十八条第三十二項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

23　第四条の十四第四項の規定は、前項の書類について準用する。

24　法第十八条第三十九項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第二十六項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、次条において準用する第四条の十六第五項の規定による通知をした日から七日以内とする。

25　法第十八条第三十九項に規定する仮使用認定報告書は、別記第四十二号の二十三の三様式による。

26　法第十八条第三十九項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　別記第四十二号の二十一様式の第二面による書類

二　法第十八条第三十八項第二号（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する国土交通大臣が定める基準に従つて法第十八条第三十八項第二号の規定による認定を行つたことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

27　第四条の十六の二第四項の規定は、前項の書類について準用する。

第三条第一項第一号及び第三項第一号ロ	別記第十号様式	別記第四十二号の九様式
第三条第二項第一号	別記第十一号様式	別記第四十二号の十様式
第三条第七項	別記第十三号様式	別記第四十二号の十一様式
	別記第十四号様式	別記第四十二号の十二様式
第三条の七第一項第一号	別記第十八号の二様式	別記第四十二号の十二の二様式
第三条の七第三項	別記第十八号の三様式	別記第四十二号の十二の三様式
第三条の九第一項第一号	別記第十八号の四様式	別記第四十二号の十二の四様式
第三条の九第一項第二号	別記第十八号の五様式	別記第四十二号の十二の五様式
第三条の九第三項	別記第十八号の六様式	別記第四十二号の十二の六様式
第三条の九第四項	別記第十八号の七様式	別記第四十二号の十二の七様式
第三条の十一第一項第一号	別記第十八号の八様式	別記第四十二号の十二の八様式
第三条の十一第一項第二号	別記第十八号の九様式	別記第四十二号の十二の九様式
第三条の十一第三項	別記第十八号の十様式	別記第四十二号の十二の十様式
第三条の十一第四項	別記第十八号の十一様式	別記第四十二号の十二の十一様式
第四条第一項	別記第十九号様式	別記第四十二号の十三様式
	同法第十二条第一項	同法第十三条第二項
	同条第二項	同条第三項
第四条の二第一項	別記第二十号様式	別記第四十二号の十四様式
第四条の三の二第二項	別記第二十号の二様式	別記第四十二号の十五様式
第四条の四	別記第二十一号様式	別記第四十二号の十六様式
第四条の八第一項	別記第二十六号様式	別記第四十二号の十七様式
第四条の九第二項	別記第二十七号様式	別記第四十二号の十八様式
第四条の十	別記第二十八号様式	別記第四十二号の十九様式
第四条の十六第一項	別記第三十三号様式	別記第四十二号の二十様式
第四条の十六第二項	別記第三十四号様式	別記第四十二号の二十一様式

（準用）

第八条の二の二　第一条の三及び第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二条（第二項を除く。）、第三条の三第四項、第三条の四第一項、第三条の六から第三条の八まで、第三条の九（第二項を除く。）、第三条の十二、第三条の十三第二項、第四条（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の三の二、第四条の四、第四条の五の二、第四条の八（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の九、第四条の十二の二、第四条の十六並びに第四条の十六の三の規定は、法第十八条の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の三の見出し（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認申請書	
第一条の三第一項、第一条の四及び第三条の三第四項	法第六条第一項	法第十八条第二項
第一条の三第一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認の申請書	通知に係る通知書
第一条の三第一項第一号及び第四項第一号（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	別記第二号様式	別記第四十二号様式
第一条の三第一項第一号ロ及び第四号、同項の表一から表三まで、第四項第一号ロ及びハ並びに第四号並びに第五項第一号（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第一条の三第七項、第九項及び	申請に	通知に

（新設）

第四条の十六第五項	別記第三十五号様式	別記第四十二号の二十二様式
	別記第三十五号の二様式	別記第四十二号の二十三様式

第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第一条の四（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第三条の七第一項第一号ロ及び第四号、第三条の八、第四条第一項第五号及び第二項（これらの規定を第四条の四の二において準用する場合を含む。）並びに第四条の八第一項第三号及び第二項（これらの規定を第四条の十一の二において準用する場合を含む。）			
第一条の三第一項第三号及び第四項第三号並びに第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知	
第一条の三第一項の表二、第四項の表一及び第五項第一号（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認する	審査する	
第一条の三第一項の表二、第四項の表一、第八項及び第十項（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第四条第一項第一号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、	確認に	審査に	

第四条の八第一項第一号（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）並びに第四条の十六第一項及び第二項						
第一条の三第一項の表三（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認申請時					
	通知時					
第一条の三第二項から第五項まで、第八項及び第十項（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第三条の三第四項	確認の申請書					
	通知書					
第一条の三第四項	法第六条第一項の規定による確認の申請	第一条の三第六項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第七項及び第九項、第二条第一項及び第四項、第三条の七の見出し及び第二項から第四項まで並びに第三条の九第一項	申請書	第一条の三第七項、同条第八項、第十項及び第十一項（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第四条	確認を	
	法第十八条第二項の規定による通知		通知書		審査を	
第一条の三第四項第一号ロ（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	別記第八号様式					
	別記第四十二号の七様式					

第一項第一号及び第二項（これらの規定を第四条の四の二において準用する場合を含む。）				
第一条の三第八項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	規定する申請書	部分の申請書	別記第四号様式	申請を
第一条の三第八項及び第十一項（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第三条の七第一項第三号、第三項及び第四項、第四条第一項第七号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第四条の八第一項第五号（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）及び第二項				
第一条の三第十項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	係る確認の申請	当該申請		
第一条の三第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第四条第一項第五号及び第二項（これらの規定を第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の八第一項第三号及び第二項（これらの規定を第四条の十一の二において準用する場合	直前の確認			
	規定する通知書	部分の通知書	別記第四十二号の二様式	通知を
	係る通知	当該通知		
	直前の審査			

を含む。）並びに第四条の十六第一項及び第二項			
第一条の三第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第四条第二項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	当該確認		
	当該審査		
第一条の四（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第三条の八	構造計算適合性判定の申請		
	構造計算適合性判定の通知		
第二条第一項	法第六条第四項		
	法第十八条第三項		
	別記第五号様式		
	別記第四十二号の三様式		
	その写し、同令第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写し		
	その写し		
第二条第一項及び第四項	第十二条第六項		
	第十三条第七項		
第二条第一項及び第四項並びに第三条の四第一項	第六条に		
	第七条第五項において準用する同令第六条に		
第二条第三項	法第六条第六項		
	法第十八条第十四項		
	同条第四項		
	同条第三項		
	別記第五号の二様式		
	別記第四十二号の四様式		
第二条第四項	別記第六号様式		
	別記第四十二号の五様式		
第二条第四項及び第五項	法第六条第七項		
	法第十八条第十五項		
第二条第四項及び第三条の十二	法第六条の三第七項		
	法第十八条第十一項		
第二条第五項	別記第七号様式		
	別記第四十二号の六様式		

第三条の三第一項において読み替えて準用する第一条の三第一項及び第四項並びに第一条の四並びに第三条の四第一項	法第六条の二第一項	法第十八条第四項
第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項	確認の申請に	通知に
第三条の三第四項	第一条の三第七項、第二条の二第四項又は第三条第六項	第八条の二の二において準用する第一条の三第七項
	申請書に添える	通知書に添える
	前各項	第八条の二の二において準用する第一項
第三条の四第一項	別記第十五号様式	別記第四十二号の三の二様式
	前条	第八条の二の二において準用する前条第一項
	第二条の二又は第三条の通知書	第八条の二の五第一項において準用する前条第二項において準用する第二条の二又は第八条の二の六第一項において準用する前条第三項において準用する第三条の通知書
第三条の六	法第六条の二第六項	法第十八条第十九項
	別記第十七号様式及び別記第十八号様式	別記第四十二号の六の五様式及び別記第四十二号の六の六様式
第三条の七第一項	申請書	通知に係る通知書
第三条の七第一項及び第三条の八	法第六条の三第一項	法第十八条第五項
第三条の七第一項第一号	別記第十八号の二様式	別記第四十二号の十二の二様式
第三条の七第三項	別記第十八号の三様式	別記第四十二号の十二の三様式
第三条の八	法第六条第四項に規定する審査又は法第六条の二第一項の規定による確認のための審査	法第十八条第三項又は第四項の規定による審査

法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認の申請	法第十八条第二項又は第四項の通知			
第三条の九第一項	法第六条の三第四項	法第十八条第八項		
第三条の九第一項第一号	別記第十八号の四様式	別記第四十二号の十二の四様式		
第三条の九第一項第二号	別記第十八号の五様式	別記第四十二号の十二の五様式		
第三条の九第三項	法第六条の三第五項の規定による同条第四項	法第十八条第九項の規定による同条第八項		
	別記第十八号の六様式	別記第四十二号の十二の六様式		
第三条の九第四項	法第六条の三第六項	法第十八条第十項		
	別記第十八号の七様式	別記第四十二号の十二の七様式		
第三条の十三第二項	法第六条の三第一項ただし書	法第十八条第五項ただし書		
第四条（見出しを含む。）（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	完了検査申請書	工事完了通知書		
第四条	法第七条第一項	法第十八条第二十項		
第四条第一項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	別記第十九号様式	別記第四十二号の十三様式		
第四条第一項及び第四条の八第一項	検査の申請書	通知に係る通知書		
第四条第一項第二号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）及び第四条第一項第二号（第四条の八第一項第二号（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）	の適用を受けようとする場合	に規定する建築物	第十二条第一項	第十三条第二項
			同条第二項	同条第三項
第四条第一項第四号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）				含む
				含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする

第四条の三の二第一項	法第七条第四項	第四条の三の二第一項、第四条の五の二第一項、第四条の九第一項及び第四条の十二の二第一項	建築主	第四条の三の二第二項	別記第二十号の二様式	第四条の四	法第七条第五項	別記第二十一号様式	第四条の四の二において読み替えて準用する第四条第一項及び第二項、第四条の五の二第一項並びに第四条の十六第三項	法第七条の二第一項	第四条の四の二において準用する第四条第一項及び第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項	検査の申請書	第四条の四の二において準用する第四条第二項並びに第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項及び第二項	第四条の五の二第二項	別記第二十三号の二様式	第四条の八（見出しを含む。）（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）	中間検査申請書	第四条の八	法第七条の三第一項
法第十八条第二十一項	国の機関の長等		別記第四十二号の十五様式	法第十八条第二十二項	別記第四十二号の十六様式		法第十八条第二十三項			検査に係る通知書		別記第四十二号の十五の二様式	特定工程工事終了通知書	法第十八条第二十八項				

第四条の八第一項（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）	別記第二十六号様式	別記第四十二号の十七様式
第四条の九第一項	法第七条の三第四項	法第十八条第二十九項
第四条の九第二項	別記第二十七号様式	別記第四十二号の十八様式
第四条の十一の二において読み替えて準用する第四条の八第一項及び第二項並びに第四条の十二の二第一項	法第七条の四第一項	法第十八条第三十二項
第四条の十二の二第二項	別記第三十号の二様式	別記第四十二号の十八の二様式
第四条の十六第一項	法第七条の六第一項第一号	法第十八条第三十八項第一号
	別記第三十三号様式	別記第四十二号の二十様式
第四条の十六第二項	法第七条の六第一項第二号	法第十八条第三十八項第二号
	別記第三十四号様式	別記第四十二号の二十一様式
第四条の十六第三項	法第七条第一項の規定による申請が受理される前	法第十八条第二十項の規定による通知を行う前
第四条の十六第四項	法第六条第一項の規定による確認の申請と同時に（法第六条の二第一項の確認を受けようとする者にあつては、指定確認検査機関が当該確認を引き受けた後遅滞なく）	法第十八条第二項又は第四項の規定による通知と同時に
第四条の十六第五項	法第七条の六第一項第一号又は第二号	法第十八条第三十八項第一号又は第二号
	別記第三十五号様式、別記第三十五号の二様式又は別記第三十五号の三様式	別記第四十二号の二十二様式、別記第四十二号の二十三様式又は別記第四十二号の二十三の二様式
第四条の十六の三	法第七条の六第四項	法第十八条第四十項
	別記第三十五号の五様式及び別記第三十六号様式	別記四十二号の二十三の四様式及び別記第四十二号の二十三の五様式

（指定構造計算適合性判定機関に対する構造計算適合性判定の通知等）

第八条の二の三　前条において読み替えて準用する第三条の七、第三条の八及び第三条の九（第二項を除く。）並びに第八条の二第二項の規定は、法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第五項及び第八項から第十項までの規定による国の機関の長等による指定構造計算適合性判定機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、前条において読み替えて準用する第三条の七第一項及び第三条の八中「法第十八条第五項」とあるのは「法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第五項」と、前条において準用する第三条の七第一項第一号ロ(3)及び第三項並びに第三条の八（見出しを含む。）中「都道府県知事」とあるのは「指定構造計算適合性判定機関」と、前条において読み替えて準用する第三条の九第一項中「法第十八条第八項」とあるのは「法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第八項」と、前条において読み替えて準用する同項第二号中「別記第四十二号の十二の四様式」とあるのは「別記第四十二号の十二の八様式」と、同条において読み替えて準用する同項第二号中「別記第四十二号の十二の五様式」とあるのは「別記第四十二号の十二の九様式」と、同条において読み替えて準用する第三条の九第三項中「法第十八条第九項の規定による同条第八項」とあるのは「法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第九項の規定による法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第八項」と、「別記第四十二号の十二の六様式」とあるのは「別記第四十二号の十二の十様式」と、前条において読み替えて準用する第三条の九第四項中「法第十八条第十項」とあるのは「法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第十項」と、「別記第四十二号の十二の七様式」とあるのは「別記第四十二号の十二の十一様式」と、第八条の二第二項中「法第十八条第九項」とあるのは「法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第九項」と、同項第三号中「構造計算適合性判定に関する事務に従事する者相互間」とあるのは「構造計算適合性判定員相互間」と読み替えるものとする。

（国の機関の長等による用途変更に関する通知等）

第八条の二の四　第四条の二の規定は、法第八十七条第一項において準用する法第十八条第二十項の規定による通知について準用する。この場合において、第四条の二の見出し中「工事完了届」とあるのは「工事完了通知書」と、同条第一項中「読み替えて準用する法第七条第一項の規定による届出は、別記第二十号様式」とあるのは「準用する法第十八条第二十項の規定による通知は、別記第四十二号の十四様式」と、同条第二項中「届出」とあるのは「通知」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第十八条第十七項」と読み替えるものとする。

（国の機関の長等による建築設備に関する通知等）

第八条の二の五　第二条の二（第六項を除く。）、同条第六項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第二項において読み替えて準用する第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の四において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による建築設備に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の二の見出し（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認申請書	通知書

（新設）

（新設）

（新設）

第二条の二第一項	法第六条第一項	第二条の二第一項（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認の申請書
		第二条の二第一項第一号（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	別記第八号様式
		第二条の二第一項第一号ロ及び同項の表（これらの規定を第三条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第四項	申請に
		第二条の二第一項第二号（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認の申請
		第二条の二第二項及び第五項（これらの規定を第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認の申請書
		第二条の二第三項（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第二条の二第六項において準用する第二条第一項及び第四項	申請書
		第二条の二第四項及び第五項（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認を
	法第十八条第二項	通知に係る通知書	
		別記第四十二号の七様式	
		通知に	
		通知	
		通知書	
			通知書
			審査を

第二条の二第五項（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	規定する申請書
確認に	審査に
申請を	通知を
部分の申請書	部分の通知書
別記第九号様式	別記第四十二号の八様式
第二条の二第六項において読み替えて準用する第二条第一項	法第六条第四項	法第十八条第三項
	別記第五号様式	別記第四十二号の三様式
第二条の二第六項において準用する第二条第四項	別記第六号様式	別記第四十二号の五様式
第二条の二第六項において読み替えて準用する第二条第四項及び第五項	法第六条第七項	法第十八条第十五項
第二条の二第六項において準用する第二条第五項	別記第七号様式	別記第四十二号の六様式
第三条の三第二項において読み替えて準用する第二条の二第一項	法第六条の二第一項	法第十八条第四項

2　前項において読み替えて準用する第二条の二第四項の規定に基づき特定行政庁が規則で法第八十七条の四において準用する法第十八条第二項の規定による通知に係る通知書に添えるべき図書を定めた場合にあつては、前項の規定による通知書に当該図書を添えるものとする。

（国の機関の長等による工作物に関する通知等）

第八条の二の六　第三条（第八項を除く。）、同条第八項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による工作物に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（新設）

第三条の見出し（第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認申請書	通知書

第三条第一項から第三項まで	法第六条第一項	確認の申請書	
第三条第一項及び第二項（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	法第十八条第二項	通知に係る通知書	
第三条第一項第一号及び第三項第一号ロ（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）		別記第十号様式	別記第四十二号の九様式
		別記第八号様式	別記第四十二号の七様式
第三条第一項第一号ロ、同項の表一、第二項第一号ロ、同項の表、第三項第一号ニ及び第四号並びに第五項（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）並びに第六項		申請に	通知に
第三条第一項第二号及び第二項第三号（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）		確認の申請	通知
第三条第一項の表二（第三条の三第三項において準用する場合を含む。）		確認	審査
第三条第二項第一号（第三条の三第三項において準用する場合を含む。）		別記第十一号様式	別記第四十二号の十様式

第三条第三項（第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認申請	通知
	確認の申請を	通知を
第三条第三項、第四項及び第七項（これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認の申請書	通知書
第三条第三項第一号（第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	別記第二号様式	別記第四十二号様式
第三条第三項第一号イ及びハ	第一条の三第一項	第八条の二の二において準用する第一条の三第一項
第三条第五項（第三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第三条第八項において準用する第二条第一項及び第四項	申請書	通知書
第三条第六項及び第七項（第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	確認を	審査を
第三条第七項（第三条の三第三項において準用する場合を含む。）	規定する申請書	規定する通知書
	確認に	審査に
	申請を	通知を
	部分の申請書	部分の通知書
	別記第十三号様式	別記第四十二号の十一様式
	別記第十四号様式	別記第四十二号の十二様式
第三条第八項において読み替えて準用する第二条第一項	法第六条第四項	法第十八条第三項
	別記第五号様式	別記第四十二号の三様式

第三条第八項において準用する第二条第四項	別記第六号様式	別記第四十二号の五様式
第三条第八項において読み替えて準用する第二条第四項及び第五項	法第六条第七項	法第十八条第十五項
第三条第八項において準用する第二条第五項	別記第七号様式	別記第四十二号の六様式
第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条第一項から第三項まで	法第六条の二第一項	法第十八条第四項
第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条第三項第一号イ及びハ	第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項	第八条の二の二において準用する第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項

2　前項において読み替えて準用する第三条第六項の規定に基づき特定行政庁が規則で法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第二項の通知書に添えるべき図書を定めた場合にあつては、前項の規定による通知書に当該図書を添えるものとする。

（認証型式部材等に関する検査の特例）

第十条の五の十六　法第六十八条の二十第二項（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一　法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第二十一項若しくは第二十九項の規定による検査　第四条第一項若しくは第四条の八第一項の申請書又は第八条の二の二において読み替えて準用する第四条第一項若しくは第四条の八第一項の通知書並びにその添付図書及び添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第五項の規定による報告を求める。

二　法第七条の二第一項、法第七条の四第一項又は法第十八条第二十三項若しくは第三十二項の規定による検査　第四条の四の二（第八条の二の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する第四条第一項第一号に規定する図書及び書類、第四条の四の二において準用する第四条第一項第二号に規定する写真、第四条の十一の二（第八条の二の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する第四条の八第一項第一号に規定する図書及び書類並びに第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項第二号に規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する。

（認証型式部材等に関する検査の特例）

第十条の五の十六　法第六十八条の二十第二項（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一　法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第十七項若しくは第二十項の規定による検査　第四条第一項又は第四条の八第一項の申請書並びにその添付図書及び添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第五項の規定による報告を求める。

二　法第七条の二第一項又は法第七条の四第一項の規定による検査　第四条の四の二において準用する第四条第一項第一号に規定する図書及び書類並びに同項第二号に規定する写真並びに第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項第一号に規定する図書及び書類並びに同項第二号に規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第一項の規定により照会する。

（安全上の措置等に関する計画届の様式）

第十一条の二　（略）

２　法第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は法第十八条第三十八項第一号若しくは第二号の規定による仮使用の認定を受けた者が前項の届出をする場合においては、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書を添えることを要しない。

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４）

（第四面）

建築物別概要

【１．番号】～【10．建築設備の種類】　（略）

【11．確認の特例】

【イ．建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第18条第５項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】

□有　□無

【ロ．建築基準法第６条の４第１項の規定による確認の特例の適用の有無】～【ヘ．認証型式部材等認証番号】　（略）

【12．床面積】～【19．備考】　（略）

第四十二号様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第２項又は第４項の規定による

計画通知書（建築物）

（第一面）

建築基準法第18条第２項又は第４項の規定により計画を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　様

（略）

第四十二号の二様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第２項又は第４項の規定による

計画変更通知書（建築物）

（第一面）

建築基準法第18条第２項又は第４項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　様

（略）

【計画を変更する建築物の直前の審査】

（略）

（安全上の措置等に関する計画届の様式）

第十一条の二　（略）

２　法第七条の六第一項第一号又は第二号の規定による仮使用の認定を受けた者が前項の届出をする場合においては、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書を添えることを要しない。

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４）

（第四面）

建築物別概要

【１．番号】～【10．建築設備の種類】　（略）

【11．確認の特例】

【イ．建築基準法第６条の３第１項ただし書又は法第18条第４項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】

□有　□無

【ロ．建築基準法第６条の４第１項の規定による確認の特例の適用の有無】～【ヘ．認証型式部材等認証番号】　（略）

【12．床面積】～【19．備考】　（略）

第四十二号様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第２項の規定による

計画通知書（建築物）

（第一面）

建築基準法第18条第２項の規定により計画を通知します。

建築主事等　様

（略）

第四十二号の二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第２項の規定による

計画変更通知書（建築物）

（第一面）

建築基準法第18条第２項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等　様

（略）

【計画を変更する建築物の直前の確認】

（略）

第四十二号の三様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第３項の規定による

確認済証

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

なお、当該計画が同法第18条第５項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する建築主事等が行つたものである。

（略）

第四十二号の三の二様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第４項の規定による

確認済証

第　　号

年　月　日

国の機関の長等　　様

指定確認検査機関名　　印

下記の計画は、建築基準法第18条第４項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

なお、当該計画が同法第18条第５項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する確認検査員又は副確認検査員が行つたものである。

記

１．通知年月日　　年　月　日付け第　　号
２．建築場所、設置場所又は築造場所
３．建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
４．適合判定通知書の番号
５．適合判定通知書の交付年月日
６．適合判定通知書の交付者

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。
注　不要な文字は、抹消してください。

第四十二号の三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第３項の規定による

確認済証

（略）

建築主、設置者又は築造主　　様

（略）

なお、当該計画が同法第18条第４項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する建築主事等が行つたものである。

（略）

（新設）

第四十二号の四様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第14項の規定による期間を延長する旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第３項に規定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第14項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の五様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第15項の規定による

適合しない旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第15項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（略）

第四十二号の六様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第15項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

第四十二号の四様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第６条第４項に規定する期間を延長する旨の通知書

（略）

建築主、設置者又は築造主　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第６条第４項に規定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同法第18条第13項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の五様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第３項の規定による

適合しない旨の通知書

（略）

建築主、設置者又は築造主　　様

（略）

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第３項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

（略）

第四十二号の六様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第14項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第15項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第15項（同法第87条第１項、第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（略）

第四十二号の六の二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第 18 条第 16 項の規定による

適合しない旨の通知書

第　　号

年　　月　　日

国の機関の長等　　様

指定確認検査機関名　　印

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第 18 条第 16 項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）

建築主、設置者又は築造主　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第６条第１項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第14項（同法第87条第１項、第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

（略）

（新設）

第四十二号の六の三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第 18 条第 16 項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

国の機関の長等　　様

指定確認検査機関名　　印

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第 18 条第 16 項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第 18 条第 16 項（同法第 87 条第１項、第 87 条の４又は第 88 条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１．通知年月日　　年　月　日付け第　　号
２．建築場所、設置場所又は築造場所
（理由）

（備考）

（新設）

第四十二号の六の四様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第18項の規定による
審査報告書

第　　号
年　月　日

特定行政庁　　様

指定確認検査機関名

下記による計画について、建築基準法第18条第４項（同法第87条第１項、第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による審査を行つたので、同法第18条第18項（同法第87条第１項、第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により、当該審査の結果を報告します。

記

１．建築主、設置者又は築造主氏名
２．審査の結果
３．確認済証番号　第　　号
４．確認済証交付年月日　年　月　日
５．審査を行つた確認検査員又は副確認検査員の職氏名
６．構造計算適合性判定の結果
７．適合判定通知書の番号
８．適合判定通知書の交付年月日
９．適合判定通知書の交付者
10．建築場所、設置場所又は築造場所
11．建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（注意）　建築基準法第18条第５項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を同項ただし書に規定する確認検査員又は副確認検査員が行つた場合においては、５欄に同項ただし書の確認検査員又は副確認検査員である旨が分かるように記入してください。

（新設）

第四十二号の六の五様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第19項の規定による
適合しないと認める旨の通知書

第　　号
年　月　日

国の機関の長等　　様

特定行政庁　　印

下記による確認済証に記載の計画は、建築基準法第18条第19項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１．確認済証番号　　第　　号
２．確認済証交付年月日　　年　月　日
３．確認済証交付者
４．建築場所、設置場所又は築造場所
５．建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（理由）

（新設）

第四十二号の六の六様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第 18 条第 19 項の規定による
適合しないと認める旨の通知書

第　　号
年　月　日

指定確認検査機関　　様

特定行政庁　　印

貴職から報告を受けた下記による確認済証に記載の計画は、建築基準法第 18 条第 19 項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

記

１．建築主、設置者又は築造主氏名
２．確認済証番号　第　　号
３．確認済証交付年月日　年　月　日
４．建築場所、設置場所又は築造場所
５．建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（理由）

第四十二号の七様式（第八条の二の五関係）（昇降機用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定による
計画通知書（昇降機）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定により計画を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

第四十二号の七様式（第八条の二の五関係）（昇降機以外の建築設備用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定による
計画通知書（昇降機以外の建築設備）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定により計画を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

（新設）

第四十二号の七様式（第八条の二関係）（昇降機用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定による
計画通知書（昇降機）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定により計画を通知します。

建築主事等　　様

（略）

第四十二号の七様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定による
計画通知書（昇降機以外の建築設備）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定により計画を通知します。

建築主事等　　様

（略）

第四十二号の八様式（第八条の二の五関係）（昇降機用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定による
計画変更通知書（昇降機）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

【計画変更する昇降機の直前の審査】

（略）

第四十二号の八様式（第八条の二の五関係）（昇降機以外の建築設備用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定による
計画変更通知書（昇降機以外の建築設備）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

【計画変更する建築設備の直前の審査】

（略）

第四十二号の九様式（第八条の二の六関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定による
計画通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定により計画を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

第四十二号の十様式（第八条の二の六関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定による
計画通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定により計画を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

第四十二号の十一様式（第八条の二の六関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定による
計画変更通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

【計画を変更する工作物の直前の審査】

（略）

第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定による
計画変更通知書（昇降機）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等　　様

（略）

【計画変更する昇降機の直前の確認】

（略）

第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定による
計画変更通知書（昇降機以外の建築設備）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等　　様

（略）

【計画変更する建築設備の直前の確認】

（略）

第四十二号の九様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項の規定による
計画通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項の規定により計画を通知します。

建築主事等　　様

（略）

第四十二号の十様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項の規定による
計画通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項の規定により計画を通知します。

建築主事等　　様

（略）

第四十二号の十一様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項の規定による
計画変更通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第１項において準用する同法第18条第２項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等　　様

（略）

【計画を変更する工作物の直前の確認】

（略）

第四十二号の十二様式（第八条の二の六関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定による
計画変更通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

【計画を変更する工作物の直前の審査】

（略）

第四十二号の十二の二様式（第八条の二の二及び第八条の二の三関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第５項の規定による
計画通知書

（第一面）

建築基準法第18条第５項（同法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画を通知します。

（略）

第四十二号の十二の三様式（第八条の二の二及び第八条の二の三関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第５項の規定による
計画変更通知書

（第一面）

建築基準法第18条第５項（同法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画の変更を通知します。

（略）

第四十二号の十二の四様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第８項の規定による
適合判定通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記の計画は、建築基準法第18条第５項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。

（略）

第四十二号の十二の五様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第８項の規定による
適合しない旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

別添の構造計算適合性判定通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第５項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

第四十二号の十二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項の規定による
計画変更通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等　　様

（略）

【計画を変更する工作物の直前の確認】

（略）

第四十二号の十二の二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第４項の規定による
計画通知書

（第一面）

建築基準法第18条第４項（同法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画を通知します。

（略）

第四十二号の十二の三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第４項の規定による
計画変更通知書

（第一面）

建築基準法第18条第４項（同法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画の変更を通知します。

（略）

第四十二号の十二の四様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第７項の規定による
適合判定通知書

（略）

建築主　　様

（略）

下記の計画は、建築基準法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。

（略）

第四十二号の十二の五様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第７項の規定による
適合しない旨の通知書

（略）

建築主　　様

（略）

別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（略）

第四十二号の十二の六様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第９項の規定による
期間を延長する旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第８項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第９項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の十二の七様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第10項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第10項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（略）

（略）

第四十二号の十二の六様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第８項に規定する
期間を延長する旨の通知書

（略）

建築主　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第７項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第８項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の十二の七様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第９項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

建築主　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条第９項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の十二の八様式（第八条の二の三関係）（Ａ４）

建築基準法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される
同法第18条第８項の規定による
適合判定通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記の計画は、建築基準法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される同法第18条第５項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。

（略）

第四十二号の十二の九様式（第八条の二の三関係）（Ａ４）

建築基準法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される
同法第18条第８項の規定による
適合しない旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

別添の構造計算適合性判定通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される同法第18条第５項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（略）

第四十二号の十二の十様式（第八条の二の三関係）（Ａ４）

建築基準法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される
同法第18条第９項の規定による
期間を延長する旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される同法第18条第８項に規定する期間内に同法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される同法第18条第８項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される同法第18条第９項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の十二の八様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される
同法第18条第７項の規定による
適合判定通知書

（略）

建築主　　様

（略）

下記の計画は、建築基準法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。

（略）

第四十二号の十二の九様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される
同法第18条第７項の規定による
適合しない旨の通知書

（略）

建築主　　様

（略）

別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

（略）

第四十二号の十二の十様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される
同法第18条第８項に規定する
期間を延長する旨の通知書

（略）

建築主　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される同法第18条第７項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第８項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の十二の十一様式（第八条の二の三関係）（Ａ４）

建築基準法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される
同法第18条第10項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される同法第18条第10項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される同法第18条第10項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（略）

第四十二号の十三様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

工事完了通知書

（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第18条第20項又は第23項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

第四十二号の十四様式（第八条の二の四関係）（Ａ４）

工事完了通知書

（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第87条第１項において準用する同法第18条第20項の規定により、通知します。

（略）

第四十二号の十二の十一様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される
同法第18条第９項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

建築主　　様

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される同法第18条第９項の規定により通知します。

（略）

第四十二号の十三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

工事完了通知書

（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第18条第16項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

建築主事等　　様

（略）

第四十二号の十四様式（第八条の二関係）（Ａ４）

工事完了通知書

（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第87条第１項において準用する同法第18条第16項の規定により、通知します。

（略）

第四十二号の十四の二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第24項の規定による
完了検査引受証

第　　号
年　月　日

国の機関の長等　　様

指定確認検査機関名　　印

下記による工事について、建築基準法第18条第23項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査を引き受けたことを証明します。

記

１．確認済証番号　　第　　号
２．確認済証交付年月日　　年　月　日
３．確認済証交付者
４．工事完了（予定）年月日　　年　月　日
５．検査引受年月日　　年　月　日
６．建築場所、設置場所又は築造場所

第四十二号の十五様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

検査済証を交付できない旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第18条第21項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第22項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として

（新設）

第四十二号の十五様式（第八条の二関係）（Ａ４）

検査済証を交付できない旨の通知書

（略）

建築主、設置者又は築造主　　様

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第18条第17項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第18項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（略）

第四十二号の十五の二様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

検査済証を交付できない旨の通知書

第　　号

年　月　日

国の機関の長等　　様

指定確認検査機関名　　印

下記に係る工事は、建築基準法第18条第23項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第26項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１．確認済証番号　　第　　号

２．確認済証交付年月日　　年　月　日

３．確認済証交付者

４．建築場所、設置場所又は築造場所

５．検査行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

６．検査年月日　　年　月　日

（理由）

（備考）

（略）

（新設）

第四十二号の十六様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第22項の規定による

検査済証

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第18条第21項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第18条第22項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

１．・２．（略）

３．確認済証交付者

４．～７．（略）

（略）

第四十二号の十六の二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第26項の規定による

検査済証

第　　号

年　月　日

国の機関の長等　　様

指定確認検査機関名　　印

下記に係る工事は、建築基準法第18条第23項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第18条第26項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

１．確認済証番号　　第　　号

２．確認済証交付年月日　　年　月　日

３．確認済証交付者

４．建築場所、設置場所又は築造場所

５．検査行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

６．検査年月日　　年　月　日

７．検査を行つた確認検査員又は副確認検査員の職氏名

（注意）　この証は、大切に保存しておいてください。

第四十二号の十六様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第18項の規定による

検査済証

（略）

建築主、設置者又は築造主　　様

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第18条第17項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第18条第３項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

１．・２．（略）

（新設）

３．～６．（略）

（略）

（新設）

第四十二号の十六の三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第27項の規定による

完了検査報告書

第　　号

年　　月　　日

特定行政庁　　様

指定確認検査機関名

下記に係る工事について、建築基準法第18条第23項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行つたので、同法第18条第27項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により、当該検査の結果を報告します。

記

１．建築主、設置者又は築造主氏名

２．確認済証番号　第　　号

３．確認済証交付年月日　年　　月　　日

４．確認済証交付者

５．建築場所、設置場所又は築造場所

６．検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

７．検査年月日　年　　月　　日

８．検査を行つた確認検査員又は副確認検査員の職氏名

９．検査結果（法不適合の場合は、事由を記載）

10．検査済証番号　第　　号

11．検査済証交付年月日　年　　月　　日

第四十二号の十七様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

特定工程工事終了通知書

（第一面）

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第18条第28項又は第32項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

（新設）

第四十二号の十七様式（第八条の二関係）（Ａ４）

特定工程工事終了通知書

（第一面）

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第18条第19項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

建築主事等　　様

（略）

第四十二号の十七の二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第33項の規定による

中間検査引受証

第　　号

年　　月　　日

国の機関の長等　　様

指定確認検査機関名　　印

下記による特定工程に係る工事について、建築基準法第18条第32項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査を引き受けたことを証明します。

記

１．確認済証番号　　第　　号

２．確認済証交付年月日　　平成　　年　　月　　日

３．確認済証交付者

４．特定工程

５．特定工程工事終了（予定）年月日　　年　　月　　日

６．検査引受年月日　　年　　月　　日

７．建築場所、設置場所又は築造場所

第四十二号の十八様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

中間検査合格証を交付できない旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第29項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第30項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査合格証を交付できないので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として

（新設）

第四十二号の十八様式（第八条の二関係）（Ａ４）

中間検査合格証を交付できない旨の通知書

（略）

建築主、設置者又は築造主　　様

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第20項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第21項に規定する中間検査合格証を交付できないので通知します。

（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１．・２．（略）

３．確認済証交付者

４．～８．（略）

（略）

第四十二号の十八の二様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

中間検査合格証を交付できない旨の通知書

第　　号

年　月　日

国の機関の長等　　様

指定確認検査機関名　　印

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第32項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第34項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査合格証を交付できないので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１．確認済証番号　　第　　号

２．確認済証交付年月日　　年　月　日

３．確認済証交付者

４．建築場所、設置場所又は築造場所

５．検査行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

６．特定工程

７．検査年月日　　年　月　日

（理由）

（備考）

記

１．・２．（略）

（新設）

３．～７．（略）

（略）

（新設）

第四十二号の十九様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第30項の規定による

中間検査合格証

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第29項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第18条第30項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

（略）

第四十二号の十九の二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第34項の規定による

中間検査合格証

第　　号

年　月　日

国の機関の長等　　様

指定確認検査機関名　　印

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第32項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第18条第34項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

１．確認済証番号　　第　　号

２．確認済証交付年月日　　年　月　日

３．確認済証交付者

４．建築場所、設置場所又は築造場所

５．建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

６．特定工程

７．検査年月日　　年　月　日

８．検査を行った確認検査員又は副確認検査員の職氏名

９．検査対象に対する特記事項

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第四十二号の十九様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第21項の規定による

中間検査合格証

（略）

建築主、設置者又は築造主　　様

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第20項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第６条第１項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

（略）

（新設）

第四十二号の十九の三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第36項の規定による

中間検査報告書

第　　号

年　　月　　日

特定行政庁　　様

指定確認検査機関名

下記による特定工程に係る工事について、建築基準法第18条第32項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行つたので、同法第18条第36項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、当該検査の結果を報告します。

記

１．建築主、設置者又は築造主氏名

２．確認済証番号　第　　号

３．確認済証交付年月日　年　　月　　日

４．確認済証交付者

５．建築場所、設置場所又は築造場所

６．検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

７．特定工程

８．検査年月日　年　　月　　日

９．検査を行つた確認検査員又は副確認検査員の職氏名

10．検査結果（法不適合の場合は、事由を記載）

11．中間検査合格証番号　第　　号

12．中間検査合格証交付年月日　年　　月　　日

13．検査対象に関する特記事項

（新設）

第四十二号の二十様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

仮使用認定申請書

（第一面）

建築基準法第18条第38項第１号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

（略）

第四十二号の二十一様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

仮使用認定申請書

（第一面）

建築基準法第18条第38項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

第四十二号の二十二様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

仮使用認定通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第18条第38項第１号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

第四十二号の二十様式（第八条の二関係）（Ａ４）

仮使用認定申請書

（第一面）

建築基準法第18条第24項第１号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

（略）

第四十二号の二十一様式（第八条の二関係）（Ａ４）

仮使用認定申請書

（第一面）

建築基準法第18条第24項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

建築主事等　　様

（略）

第四十二号の二十二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

仮使用認定通知書

（略）

建築主、設置者又は築造主　　様

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第18条第24項第１号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

第四十二号の二十三様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

仮使用認定通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第18条第38項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

第四十二号の二十三の二様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

仮使用認定通知書

第　　号
年　月　日

国の機関の長等　　様

指定確認検査機関名　　印

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第18条第38項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

記

１．申請年月日　　年　月　日
２．敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
３．仮に使用し、又は使用させることができる建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
（条件）

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

第四十二号の二十三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

仮使用認定通知書

（略）

建築主、設置者又は築造主　　様

（略）

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第18条第24項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

（略）

（新設）

第四十二号の二十三の三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第39項の規定による

仮使用認定報告書

第　　号

年　　月　　日

特定行政庁　　様

指定確認検査機関名

下記に係る仮使用の認定の申請について、建築基準法第18条第38項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定したので、同法第18条第39項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により報告します。

記

１．建築主、設置者又は築造主氏名

２．確認済証番号　　第　　号

３．確認済証交付年月日　　年　月　日

４．確認済証交付者

５．敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称

６．仮に使用し、又は使用させることができる建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

７．仮使用の用途

８．仮使用期間　　年　月　日から　　年　月　日まで

９．仮使用認定のための審査を行つた確認検査員又は副確認検査員の職氏名

10．仮使用認定通知書番号　　第　　号

11．仮使用認定通知書交付年月日　　年　月　日

（新設）

第四十二号の二十三の四様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第40項の規定による
適合しないと認める旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

国の機関の長等　　様

特定行政庁　　印

下記による仮使用認定通知書に記載の建築物は、建築基準法第18条第38項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１．仮使用認定通知書番号　　第　　号
２．仮使用認定通知書交付年月日　　年　月　日
３．仮使用認定通知書交付者
４．敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
５．仮使用し、又は使用させることができることとした建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（理由）

（新設）

第四十二号の二十三の五様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

（新設）

建築基準法第18条第40項の規定による
適合しないと認める旨の通知書

第　　号
年　月　日

指定確認検査機関　　様

特定行政庁　　印

貴職から報告を受けた下記による仮使用認定通知書に記載の建築物は、建築基準法第18条第38項第２号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを認めましたので、通知します。

記

１．建築主、設置者又は築造主氏名
２．仮使用認定通知書番号　　第　　号
３．仮使用認定通知書交付年月日　　年　月　日
４．敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
５．仮使用し、又は使用させることができることとした建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（理由）

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第二条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三十五条第一項第六号の二ロの国土交通省令で定める書類） **第十六条の二の三**　法第三十五条第一項第六号の二ロの国土交通省令で定める書類は、売買又は交換の契約に係る住宅に関する書類で次の各号に掲げるものとする。 一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書並びに同法第十八条第二項及び第四項（これらの規定を同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による計画通知書並びに同法第六条第一項並びに同法第十八条第三項及び第四項（これらの規定を同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の確認済証 二　建築基準法第七条第五項並びに同法第十八条第二十二項及び第二十六項（これらの規定を同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の検査済証 三～六　（略）	（法第三十五条第一項第六号の二ロの国土交通省令で定める書類） **第十六条の二の三**　法第三十五条第一項第六号の二ロの国土交通省令で定める書類は、売買又は交換の契約に係る住宅に関する書類で次の各号に掲げるものとする。 一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書及び同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による計画通知書並びに同法第六条第一項及び同法第十八条第三項（これらの規定を同法第八十七条第一項又は同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の確認済証 二　建築基準法第七条第五項及び同法第十八条第十八項（これらの規定を同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の検査済証 三～六　（略）

（河川法施行規則の一部改正）

第三条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令別表（一）項から（十）項までに掲げる処分等に類する処分等） **第十八条の十**　令別表（十二）項上欄に規定する国土交通省令で定める処分又は届出は、次の各号に掲げるものとする。 一　し尿浄化槽に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第四項、第六条の二第一項又は第十八条第三項若しくは第四項（第八十七条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付 二　（略） 2　令別表（十二）項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。 一　し尿浄化槽に係る建築基準法第九条第一項若しくは第十条第三項の規定による命令又は同法第十八条第四十一項の規定による要請 二　（略）	（令別表（一）項から（十）項までに掲げる処分等に類する処分等） **第十八条の十**　令別表（十二）項上欄に規定する国土交通省令で定める処分又は届出は、次の各号に掲げるものとする。 一　し尿浄化槽に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第四項又は第十八条第三項（第八十七条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付 二　（略） 2　令別表（十二）項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。 一　し尿浄化槽に係る建築基準法第九条第一項若しくは第十条第三項の規定による命令又は同法第十八条第二十五項の規定による要請 二　（略）

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第四条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（指定確認検査機関に係る指定区分） **第十五条**　法第七十七条の十八第二項の国土交通省令で定める確認検査の業務の区分は、次に掲げるものとする。 一　床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物（当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百四十六条第一項各号に掲げる建築設備を含む。以下この条において同じ。）の建築確認等（法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認及び法第十八条第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第二号及び第二十九条第三項において同じ。）の規定による審査をいう。以下この条及び第十六条において同じ。）を行う者としての指定 二　床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物の完了検査（法第七条の二第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第四号及び第八十条第一項において同じ。）及び法第十八条第二十三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第四号において同じ。）の検査をいう。以下この条及び第十六条において同じ。）及び中間検査（法第七条の四第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第四号において同じ。）及び法第十八条第三十二項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第四号において同じ。）の検査をいう。以下この条及び第十六条において同じ。）を行う者としての指定	（指定確認検査機関に係る指定区分） **第十五条**　法第七十七条の十八第二項の国土交通省令で定める確認検査の業務の区分は、次に掲げるものとする。 一　床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物（当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百四十六条第一項各号に掲げる建築設備を含む。以下この条において同じ。）の建築確認を行う者としての指定 二　床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物の完了検査及び中間検査を行う者としての指定

二の二　床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物の仮使用認定（法第七条の六第一項第二号（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第十八条第三十八項第二号（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定をいう。以下同じ。）を行う者としての指定

三　床面積の合計が五百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物の建築確認等を行う者としての指定

四・四の二　（略）

五　床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物の建築確認等を行う者としての指定

六・六の二　（略）

七　床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物の建築確認等を行う者としての指定

八・八の二　（略）

九　小荷物専用昇降機以外の建築設備（建築物の計画に含まれるものを除く。次号において同じ。）の建築確認等を行う者としての指定

十　（略）

十一　小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。次号において同じ。）の建築確認等を行う者としての指定

十二　（略）

十三　工作物の建築確認等を行う者としての指定

十四・十四の二　（略）

（確認検査員又は副確認検査員の数）

第十六条　法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数は、その事業年度において確認検査を行おうとする件数を、次の表の(い)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別並びに(ろ)欄に掲げる建築確認等、完了検査、中間検査及び仮使用認定の別に応じて区分し、当該区分した件数をそれぞれ同表の(は)欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

(い)	(ろ)	(は)
第十五条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定（令第百三十六条の二の十一第一号に係る認定に限る。以下この条において同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認等	（略）
第十五条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）	（略）	（略）

二の二　床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物の仮使用認定（法第七条の六第一項第二号（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定をいう。以下同じ。）を行う者としての指定

三　床面積の合計が五百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物の建築確認を行う者としての指定

四・四の二　（略）

五　床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物の建築確認を行う者としての指定

六・六の二　（略）

七　床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物の建築確認を行う者としての指定

八・八の二　（略）

九　小荷物専用昇降機以外の建築設備（建築物の計画に含まれるものを除く。次号において同じ。）の建築確認を行う者としての指定

十　（略）

十一　小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。次号において同じ。）の建築確認を行う者としての指定

十二　（略）

十三　工作物の建築確認を行う者としての指定

十四・十四の二　（略）

（確認検査員又は副確認検査員の数）

第十六条　法第七十七条の二十第一号の国土交通省令で定める数は、その事業年度において確認検査を行おうとする件数を、次の表の(い)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別並びに(ろ)欄に掲げる建築確認、完了検査、中間検査及び仮使用認定の別に応じて区分し、当該区分した件数をそれぞれ同表の(は)欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

(い)	(ろ)	(は)
第十五条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定（令第百三十六条の二の十一第一号に係る認定に限る。以下この条において同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認	（略）
第十五条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）	（略）	（略）

第十五条第三号から第四号の二までの建築物	建築確認等	（略）
第十五条第五号から第六号の二までの建築物	（略）	（略）
第十五条第七号から第八号の二までの建築物	建築確認等	（略）
第十五条第九号及び第十号の建築設備	（略）	（略）
第十五条第十一号及び第十二号の小荷物専用昇降機	建築確認等	（略）
第十五条第十三号から第十四号の二までの工作物	（略）	（略）
	建築確認等	（略）
	（略）	（略）

（指定確認検査機関の有する財産の評価額）

第十七条　法第七十七条の二十第三号の国土交通省令で定める額は、その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）による責任その他の民事上の責任（同法の規定により当該確認検査に係る建築物又は工作物について確認その他の建築基準法令の規定による処分をする権限を有する建築主事又は建築副主事が置かれた市町村又は都道府県（第三十一条において「所轄特定行政庁」という。）が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

一・二　（略）

２～４　（略）

（帳簿）

第二十八条　法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項

イ　（略）

ロ　建築設備　施行規則別記第八号様式又は施行規則別記第四十二号の七様式による申請書の第二面に記載すべき事項

ハ　法第八十八条第一項に規定する工作物　施行規則別記第十号様式又は施行規則別記第四十二号の九様式（令第百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあっては、施行規則別記第八号様式（昇降機用）又は施行規則別記第四十二号の七様式（昇降機用））による申請書の第二面に記載すべき事項

ニ　法第八十八条第二項に規定する工作物　施行規則別記第十一号様式又は施行規則別記第四十二号の十様式による申請書の第二面に記載すべき事項

第十五条第三号から第四号の二までの建築物	建築確認	（略）
第十五条第五号から第六号の二までの建築物	（略）	（略）
第十五条第七号から第八号の二までの建築物	建築確認	（略）
第十五条第九号及び第十号の建築設備	（略）	（略）
第十五条第十一号及び第十二号の小荷物専用昇降機	建築確認	（略）
第十五条第十三号から第十四号の二までの工作物	（略）	（略）
	建築確認	（略）
	（略）	（略）

（指定確認検査機関の有する財産の評価額）

第十七条　法第七十七条の二十第三号の国土交通省令で定める額は、その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）による責任その他の民事上の責任（同法の規定により当該確認検査に係る建築物又は工作物について法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事又は建築副主事が置かれた市町村又は都道府県（第三十一条において「所轄特定行政庁」という。）が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

一・二　（略）

２～４　（略）

（帳簿）

第二十八条　法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項

イ　（略）

ロ　建築設備　施行規則別記第八号様式による申請書の第二面に記載すべき事項

ハ　法第八十八条第一項に規定する工作物　施行規則別記第十号様式（令第百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあっては、施行規則別記第八号様式（昇降機用））による申請書の第二面に記載すべき事項

ニ　法第八十八条第二項に規定する工作物　施行規則別記第十一号様式による申請書の第二面に記載すべき事項

二　法第六条の二第一項の規定による確認の引受けを行った年月日及び法第十八条第四項の規定による通知を受けた年月日、法第七条の二第三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、法第七条の四第二項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、法第十八条第二十四項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第十八条第三十三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する書面を交付した年月日並びに仮使用認定の引受けを行った年月日

三　（略）

四　法第七条の二第一項、法第七条の四第一項、法第十八条第二十三項及び法第十八条第三十二項の検査を行った年月日

五・六　（略）

七　機関が交付した確認済証、検査済証、中間検査合格証並びに施行規則別記第三十五号の三様式及び施行規則別記第四十二号の二十三の二様式の仮使用認定通知書の番号並びにこれらを交付した年月日

八　（略）

九　法第六条の二第五項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の二第六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の四第六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の六第三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第十八条第二十七項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第十八条第三十六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第十八条第三十九項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告を行った年月日

二・三　（略）

（図書の保存）

第二十九条　法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三第一項（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第一条の三、施行規則第三条の三第二項（施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第二条の二、施行規則第三条の三第三項（施行規則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第三条、施行規則第四条の四の二（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第四条、施行規則第四条の十一の二（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号、施行規則第四条の十六の二第三項第二号、施行規則第八条の二第十四項第二号、施行規則第八条の二第二十二項第二号及び施行規則第八条の二第二十六項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項及び法第十八条第十一項に規

二　法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の引受けを行った年月日、法第七条の二第三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）及び法第七条の四第二項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する書面を交付した年月日並びに仮使用認定の引受けを行った年月日

三　（略）

四　法第七条の二第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第七条の四第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査を行った年月日

五・六　（略）

七　機関が交付した確認済証、検査済証、中間検査合格証及び施行規則別記第三十五号の三様式の仮使用認定通知書の番号並びにこれらを交付した年月日

八　（略）

九　法第六条の二第五項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。）、法第七条の二第六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の四第六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第七条の六第三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告を行った年月日

二・三　（略）

（図書の保存）

第二十九条　法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三において準用する施行規則第一条の三、施行規則第二条の二及び施行規則第三条、施行規則第四条の四の二において準用する施行規則第四条、施行規則第四条の十一の二において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項に規定する図書及び書類、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号及び施行規則第四条の十六の二第三項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条第一号に掲げる場合にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し）とする。

定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項及び同法第十三条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条第一号に掲げる場合にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し。）とする。

2　（略）

3　法第七十七条の二十九第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から十五年間保存しなければならない。

（図書の保存）

第三十一条の十一　法第七十七条の三十五の十四第二項の構造計算適合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の十において準用する施行規則第三条の七及び施行規則第八条の二の三において準用する施行規則第八条の二の二において準用する施行規則第三条の七に規定する図書及び書類とする。

2　（略）

3　法第七十七条の三十五の十四第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する法第六条の三第四項又は法第十八条第八項の規定による通知書の交付の日から十五年間保存しなければならない。

（権限の委任）

第八十条　法第六条の二第一項、法第七条の二第一項及び法第四章の二第二節並びに第三十一条に規定する国土交通大臣の権限のうち、その確認検査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定確認検査機関に関するものは、当該地方整備局長に委任する。

2　（略）

別記

第二号様式（第十四条関係）（A４）

確認検査の業務の予定件数

業務の区分	推定件数
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第６条第１項第４号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定（令第136条の２の11第１号に係る認定に限る。以下同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認等　件 （略）

2　（略）

3　法第七十七条の二十九第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から十五年間保存しなければならない。

（図書の保存）

第三十一条の十一　法第七十七条の三十五の十四第二項の構造計算適合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の十において準用する施行規則第三条の七及び施行規則第八条の二第七項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類とする。

2　（略）

3　法第七十七条の三十五の十四第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する法第六条の三第四項又は法第十八条第七項の規定による通知書の交付の日から十五年間保存しなければならない。

（権限の委任）

第八十条　法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の二第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第四章の二第二節並びに第三十一条に規定する国土交通大臣の権限のうち、その確認検査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定確認検査機関に関するものは、当該地方整備局長に委任する。

2　（略）

別記

第二号様式（第十四条関係）（A４）

確認検査の業務の予定件数

業務の区分	推定件数
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第６条第１項第４号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定（令第136条の２の11第１号に係る認定に限る。以下同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認　件 （略）

床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第６条第１項第４号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）	建築確認等　　件 （略）
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認等　　件 （略）
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	建築確認等　　件 （略）
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	建築確認等　　件 （略）
小荷物専用昇降機以外の建築設備（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築確認等　　件 （略）
小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築確認等　　件 （略）
工作物	建築確認等　　件 （略）
合　　計	建築確認等　　件 （略）

備考１　（略）

２　建築確認等、完了検査、中間検査又は仮使用認定を行う件数の推定理由を示す書類を添付すること。（指定の更新の場合を除く。）

３　（略）

第二号の二様式（第十四条関係）（Ａ４）

過去20事業年度以内における確認検査の実施件数

（略）

業　務　の　区　分	実施件数
床面積の合計が500㎡以内の建築物	建築確認等　　件 （略）
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認等　　件 （略）

床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第６条第１項第４号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）	建築確認　　件 （略）
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認　　件 （略）
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	建築確認　　件 （略）
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	建築確認　　件 （略）
小荷物専用昇降機以外の建築設備（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築確認　　件 （略）
小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築確認　　件 （略）
工作物	建築確認　　件 （略）
合　　計	建築確認　　件 （略）

備考１　（略）

２　建築確認、完了検査、中間検査又は仮使用認定を行う件数の推定理由を示す書類を添付すること。（指定の更新の場合を除く。）

３　（略）

第二号の二様式（第十四条関係）（Ａ４）

過去20事業年度以内における確認検査の実施件数

（略）

業　務　の　区　分	実施件数
床面積の合計が500㎡以内の建築物	建築確認　　件 （略）
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認　　件 （略）

床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	建築確認等　件
（略）	（略）
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	建築確認等　件
（略）	（略）
小荷物専用昇降機以外の建築設備（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築確認等　件
（略）	（略）
小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築確認等　件
（略）	（略）
工作物	建築確認等　件
合　計	建築確認等　件
（略）	（略）

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第七条の三　法第六条の二第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて同条第一項の規定による求めをしようとする場合における第三条第一項の規定及び第五条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「を添えて」とあるのは「並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」と、第五条第一項中「並びに建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項若しくは第四項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて」とあるのは「、建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項若しくは第四項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写し並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」とする。	**第七条の三**　法第六条の二第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて同条第一項の規定による求めをしようとする場合における第三条第一項の規定及び第五条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「を添えて」とあるのは「並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」と、第五条第一項中「並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて」とあるのは「、建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写し並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」とする。
（官公庁施設の建設等に関する法律施行規則の一部改正） **第六条**　官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	改正前
（定期点検） **第一条**　（略） 2　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第二十二項又は第二十六項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第一項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。	（定期点検） **第一条**　（略） 2　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第一項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

第二条　（略）

２　建築基準法第十八条第二十二項又は第二十六項（同法第八十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第二項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年以内に行うものとする。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（軽微な変更に関する証明書の交付） **第四十六条の二**　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。	（軽微な変更に関する証明書の交付） **第四十六条の二**　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（軽微な変更に関する証明書の交付） **第十一条**　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第三条（第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。 （軽微な変更に関する証明書の交付） **第二十九条**　法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十六条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。	（軽微な変更に関する証明書の交付） **第十一条**　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第三条（第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。 （軽微な変更に関する証明書の交付） **第二十九条**　法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十六条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第九条　脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和六年国土交通省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、建築基準法施行規則第二条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（確認済証等の様式等） **第二条**　法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性	（確認済証等の様式等） **第二条**　法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性

能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第八条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2　法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　（略）

二　申請に係る建築物（法第六条第一項第二号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三　申請に係る建築物（法第六条第一項第二号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四　（略）

五　法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六条の三第二項第十一号において同じ。）の提出がなかつた場合

3　（略）

4　法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類を添えて行うものとする。

5　（略）

第三条のうち、建築基準法施行規則第二条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

改正後

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二　（略）

2～5　（略）

能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2　法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　（略）

二　申請に係る建築物（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三　申請に係る建築物（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四　（略）

五　法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六条の三第二項第十一号において同じ。）の提出がなかつた場合

3　（略）

4　法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行うものとする。

5　（略）

改正前

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二　（略）

2～5　（略）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

6　前条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十七条の四において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。この場合において、前条第一項中「法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第四項」と、「第一条の三」とあるのは「次条」と、「添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第八条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）」とあるのは「添付書類」と、同条第四項中「法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第七項」と、「第一条の三」とあるのは「次条」と、「添付書類、法第六条の三第七項に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類」と、同条第五項中「法第六条第七項」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第七項」と読み替えるものとする。

第三条のうち、建築基準法施行規則第三条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式） **第三条**　（略） ２　（略） ３　工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。 一　別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。） イ～ニ　（略） 二～四　（略） ４～７　（略） ８　第二条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。この場合において、第二条第一項中「法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項」と、「第一条の三」とある	（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式） **第三条**　（略） ２　（略） ３　工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。 一　別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。） イ～ニ　（略） 二～四　（略） ４～７　（略） ８　第二条第一項、第四項又は第五項の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項又は第七項の規定による交付について準用する。この場合において、第二条第一項中「法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第四項」と、「第一条の三」とある

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

のは「第三条」と、「添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において準用する法第六条第七項」と、「第一条の三」とあるのは「第三条」と、「添付書類」と、同条第四項中「法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第七項」と、「第一条の三」とあるのは「第三条」と、「添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類」とあるのは「添付書類」と、同条第五項中「法第六条第七項」とあるのは「法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第七項」と読み替えるものとする。

第三条のうち、建築基準法施行規則第三条の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。

改正後

（指定確認検査機関に対する確認の申請等）

第三条の三　第一条の三（第七項及び第九項を除く。）の規定は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請について、第一条の四の規定は法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第一条の三第一項中「法第六条第一項（」とあるのは「法第六条の二第一項（」と、同項第一号ロ(3)中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」とあり、並びに第一条の三第四項第一号ハ(2)、第八項及び第十一項並びに第一条の四（見出しを含む。）中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と、第一条の三第四項及び第一条の四中「法第六条第一項の」とあるのは「法第六条の二第一項の」と読み替えるものとする。

2～4　（略）

第三条のうち、建築基準法施行規則第三条の四の改正規定、同令第六条の三の改正規定及び同令第八条の二の改正規定を次のように改める。

改正後

（指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等）

第三条の四　法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による通知書の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類を添えて行わなければならない。

2　法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一　申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書　別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六条の三

改正前

（指定確認検査機関に対する確認の申請等）

第三条の三　第一条の三（第七項及び第九項を除く。）の規定は、法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請について、第一条の四の規定は法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第一条の三第一項及び第一条の四中「法第六条第一項」とあるのは「法第六条の二第一項」と、同項第一号ロ(3)中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」とあり、並びに第一条の三第四項第一号ハ(2)、第八項及び第十一項並びに第一条の四（見出しを含む。）中「建築主事等」とあるのは「指定確認検査機関」と、第一条の三第四項中「法第六条第一項の」とあるのは「法第六条の二第一項の」と読み替えるものとする。

2～4　（略）

改正前

（指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等）

第三条の四　法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による通知書の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行わなければならない。

2　法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一　申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書　別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六条の三

第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類を添えて行う。

二　（略）

3　（略）

（台帳の記載事項等）

第六条の三　（略）

2　法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

十一　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項若しくは第十二条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し

3～6　（略）

（国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知等）

第八条の二　（略）

2　（略）

3　法第十八条第十四項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　（略）

二　通知に係る建築物（法第六条第一項第二号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、次条において準用する第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三　通知に係る建築物（法第六条第一項第二号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四　（略）

五　法第十八条第三項の期間の末日の三日前までに同条第十一項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写しの提出がなかつた場合

4　法第十八条第十六項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一　通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書　別記第四十二号の六の二様式による通知書に、次条において準用する第三条の三第一項において準用する第一条の三、第八条の二の五第一項において準用する第三条の三第二項において準用する第二条の二又は第八条の二の六第一項において準用する第三条

第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行う。

二　（略）

3　（略）

（台帳の記載事項等）

第六条の三　（略）

2　法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

十一　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項若しくは第十三条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し

3～6　（略）

（国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知等）

第八条の二　（略）

2　（略）

3　法第十八条第十四項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　（略）

二　通知に係る建築物（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、次条において準用する第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三　通知に係る建築物（法第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四　（略）

五　法第十八条第三項の期間の末日の三日前までに同条第十一項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三条第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写しの提出がなかつた場合

4　法第十八条第十六項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一　通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書　別記第四十二号の六の二様式による通知書に、次条において準用する第三条の三第一項において準用する第一条の三、第八条の二の五第一項において準用する第三条の三第二項において準用する第二条の二又は第八条の二の六第一項において準用する第三条

の三第三項において準用する第三条の通知書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第十八条第十一項に規定する適合判定通知書又はその写し、次条において準用する第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第九条第五項において準用する同令第八条に規定する書類を添えて行う。

二　（略）

5～27　（略）

第三条のうち、建築基準法施行規則第八条の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。

改正後

（準用）

第八条の二の二　第一条の三及び第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二条（第二項を除く。）、第三条の三第四項、第三条の四第一項、第三条の六から第三条の八まで、第三条の九（第二項を除く。）、第三条の十二、第三条の十三第二項、第四条（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の三の二、第四条の四、第四条の五の二、第四条の八（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の九、第四条の十二の二、第四条の十六並びに第四条の十六の三の規定は、法第十八条の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第一条の三第一項	法第六条第一項（	別記第二号様式
（略）		
第一条の三第一項第一号及び第四項第一号（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認に	別記第四十二号様式
第一条の三第一項第一号イ(2)及び(3)、同項の表二、第四項の表一、第八項並びに第十項（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第四条第一項第	審査に	

改正前

（準用）

第八条の二の二　第一条の三及び第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二条（第二項を除く。）、第三条の三第四項、第三条の四第一項、第三条の六から第三条の八まで、第三条の九（第二項を除く。）、第三条の十二、第三条の十三第二項、第四条（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の三の二、第四条の四、第四条の五の二、第四条の八（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の九、第四条の十二の二、第四条の十六並びに第四条の十六の三の規定は、法第十八条の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）		
第一条の三第一項、第一条の四及び第三条の三第四項	法第六条第一項	別記第二号様式
（略）		
第一条の三第一項第一号及び第四項第一号（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）		別記第四十二号様式

一号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の八第一項第一号（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）並びに第四条の十六第一項及び第二項		
（略）		
第一条の三第一項の表二の八十五の二項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	第十一条第一項又は第二項	第十二条第二項又は第三項

（略）		
第一条の三第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第四条第二項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	当該確認	当該審査
第一条の四及び第三条の三第四項	法第六条第一項	法第十八条第二項
（略）		
第二条第一項及び第四項	第十一条第六項	第十二条第七項
第二条第一項及び第四項並びに第三条の四第一項	第八条に	第九条第五項において準用する同令第八条に

（略）		
第一条の三第一項の表二、第四項の表一、第八項及び第十項（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第四条第一項第一号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の八第一項第一号（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）並びに第四条の十六第一項及び第二項	確認に	審査に

（略）		
第一条の三第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第四条第二項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	当該確認	当該審査
（略）		
第二条第一項及び第四項	第十二条第六項	第十三条第七項
第二条第一項及び第四項並びに第三条の四第一項	第六条に	第七条第五項において準用する同令第六条に

（略）		
第四条第一項第四号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	ホまで	ニまで
第四条第一項第四号イ（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	第十一条第一項	第十二条第二項
	第十一条第二項	第十二条第三項
第四条第一項第四号ハ（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	、第三条第四項又は第四条第二項	又は同令第九条第一項において読み替えて準用する同令第三条第四項若しくは第四条第二項
（略）		

（略）		
第四条第一項第四号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	第十二条第一項	第十三条第二項
	同条第二項	同条第三項
	含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする	含む
（略）		

第三条のうち、建築基準法施行規則別記第二号様式第四面の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
別記 第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４） （第四面） 建築物別概要	別記 第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４） （第四面） 建築物別概要
【１．番号】～【10．建築設備の種類】　（略）	【１．番号】～【10．建築設備の種類】　（略）
【11．確認の特例】 【イ．建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第18条第５項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 □有　□無 【ロ．適用があるときは、特例の区分】 □建築基準法第６条の３第１項第１号に掲げる確認審査又は同法第18条第５項第１号に掲げる審査 □建築基準法第６条の３第１項第２号に掲げる確認審査又は同法第18条第５項第２号に掲げる審査 （構造設計を行つた構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士） ⑴氏名 ⑵資格　構造設計一級建築士交付第　　号	【11．確認の特例】 【イ．建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第18条第５項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 □有　□無 【ロ．建築基準法第６条の４第１項の規定による確認の特例の適用の有無】　□有　□無 【ハ．建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第　　号 【ニ．認定型式の認定番号】 第　　号 【ホ．適合する一連の規定の区分】 □建築基準法施行令第136条の２の11第１号イ □建築基準法施行令第136条の２の11第１号ロ 【ヘ．認証型式部材等認証番号】

【ハ．建築基準法第６条の４第１項の規定による確認の特例の適用の有無】　□有　□無

【ニ．建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第　　号

【ホ．認定型式の認定番号】

第　　号

【ヘ．適合する一連の規定の区分】

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号イ

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号ロ

【ト．認証型式部材等認証番号】

【12．床面積】～【19．備考】　（略）

第六条のうち、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第二十九条第一項及び同令別記第二号様式の改正規定を次のように改める。

改正後

（図書の保存）

第二十九条　法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三第一項（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第一条の三、施行規則第三条の三第二項（施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第二条の二、施行規則第三条の三第三項（施行規則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第三条、施行規則第四条の四の二（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第四条、施行規則第四条の十一の二（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号、施行規則第四条の十六の二第三項第二号、施行規則第八条の二第七項第二号、施行規則第八条の二第十四項第二号、施行規則第八条の二第二十二項第二号及び施行規則第八条の二第二十六項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項及び法第十八条第十一項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第六項及び同法第十二条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第八条第一号に掲げる場合にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し。）とする。

２・３　（略）

改正前

（図書の保存）

第二十九条　法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三第一項（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第一条の三、施行規則第三条の三第二項（施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第二条の二、施行規則第三条の三第三項（施行規則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第三条、施行規則第四条の四の二（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第四条、施行規則第四条の十一の二（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号、施行規則第四条の十六の二第三項第二号、施行規則第八条の二第七項第二号、施行規則第八条の二第十四項第二号、施行規則第八条の二第二十二項第二号及び施行規則第八条の二第二十六項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項及び法第十八条第十一項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項及び同法第十三条第七項に規定する適合判定通知書又はその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条第一号に掲げる場合にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し。）とする。

２・３　（略）

別記
第二号様式（第十四条関係）（Ａ４）

確認検査の業務の予定件数

業務の区分	推定件数	
	遠隔から検査を行う場合	実地に確認検査を行う場合
床面積の合計が300㎡以内の建築物（法第６条第１項第３号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定（令第136条の２の11第１号に係る認定に限る。以下同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）		建築確認等　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
床面積の合計が300㎡以内の建築物（法第６条第１項第３号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）		建築確認等　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
床面積の合計が300㎡を超え、2,000㎡以内の建築物		建築確認等　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物		建築確認等　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物		建築確認等　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
（略）		

（略）

別記
第二号様式（第十四条関係）（Ａ４）

確認検査の業務の予定件数

業務の区分	推定件数
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第６条第１項第４号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定（令第136条の２の11第１号に係る認定に限る。以下同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認等　件
	完了検査　件
	中間検査　件
	仮使用認定　件
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第６条第１項第４号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）	建築確認等　件
	完了検査　件
	中間検査　件
	仮使用認定　件
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認等　件
	完了検査　件
	中間検査　件
	仮使用認定　件
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	建築確認等　件
	完了検査　件
	中間検査　件
	仮使用認定　件
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	建築確認等　件
	完了検査　件
	中間検査　件
	仮使用認定　件
（略）	

（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第１条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にある第一条又は第四条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

３　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建築物の建築等に係る同意に関する協議） **第一条の十三**　法第十九条の十七第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを建築主事又は建築副主事に提出するものとする。 一　（略） 二　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三に規定する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第一条の十五第一項において同じ。）の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書又は同令第八条の二の二において準用する同令第一条の三に規定する同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知に要する通知書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書 2　（略）	（建築物の建築等に係る同意に関する協議） **第一条の十三**　法第十九条の十七第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを建築主事又は建築副主事に提出するものとする。 一　（略） 二　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三に規定する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第一条の十五第一項において同じ。）の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書又は同令第八条の二第一項において準用する同令第一条の三に規定する同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知に要する通知書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書 2　（略）

○環境省令第二十五号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号、第七号及び第十三号、第七条第一項第三号並びに第八条第五項の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十五日

環境大臣　浅尾慶一郎

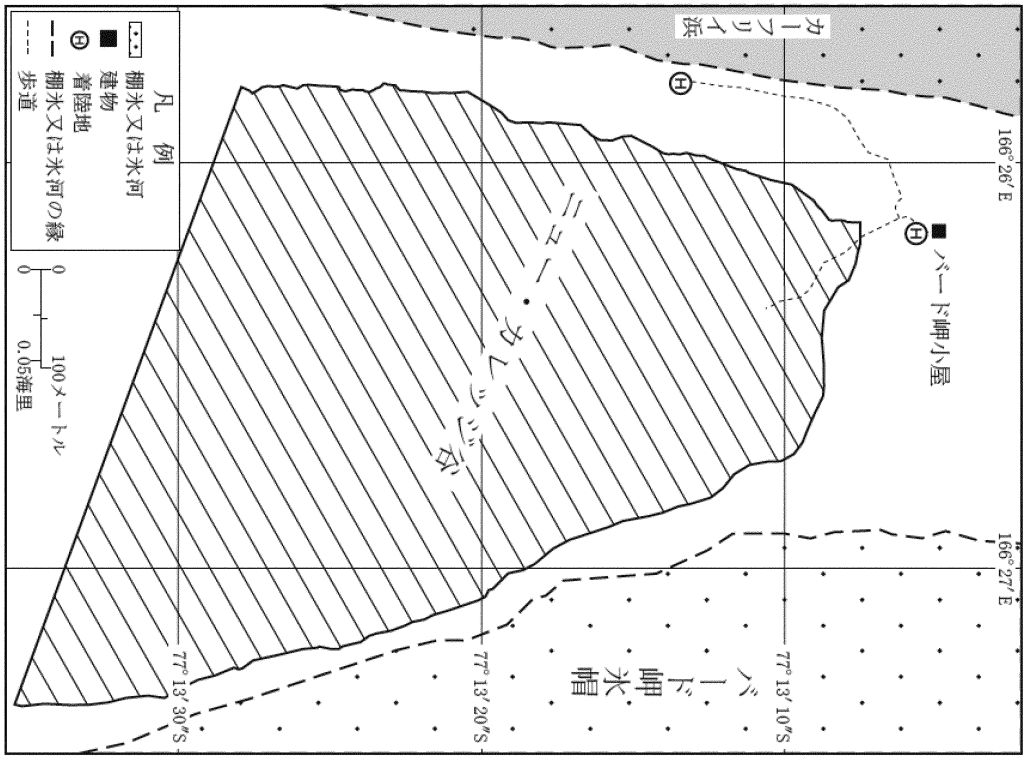
南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

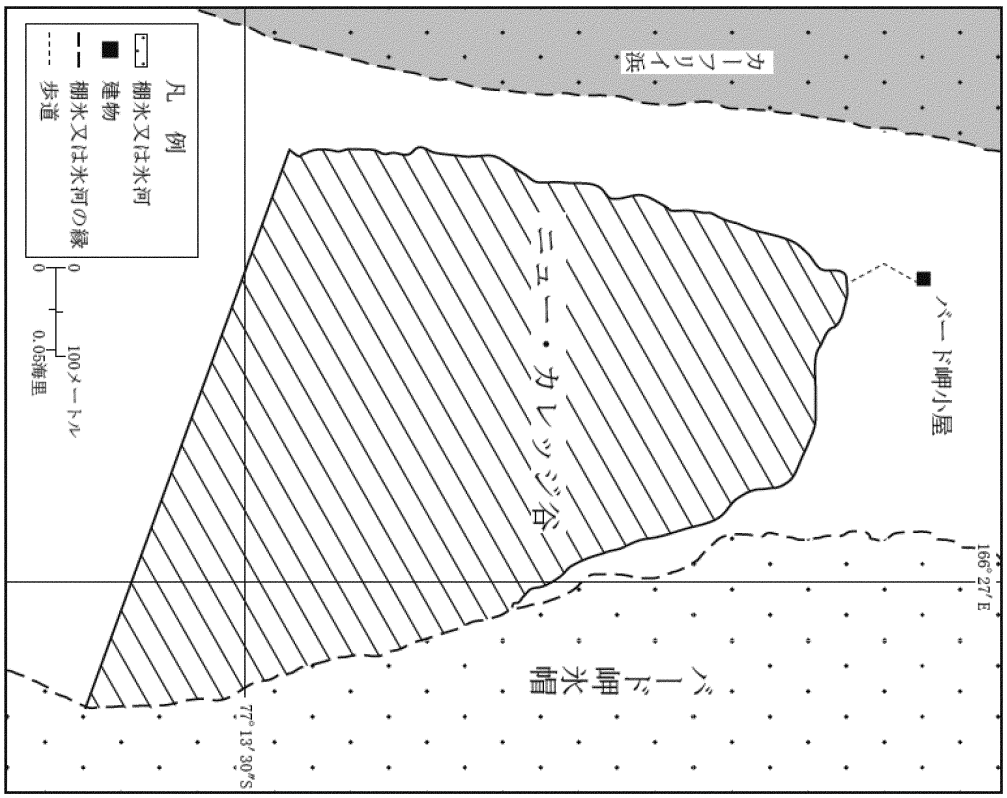
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別記（第一条関係） 第十六南極特別保護地区 ロス島のバード岬のカーフリイ浜のニュー・カレッジ谷 この地区は、バード岬小屋から南に約100メートルの地点（南緯77度13分８秒東経166度26分９秒）を起点として、同地点から稜線を南東に進み、南緯77度13分９秒東経166度26分４秒の地点に至り、同地点からバード岬氷帽の西端の線を南南東に進み、南緯77度13分34秒東経166度27分７秒の地点に至り、同地点から西方、北から71度の方角に引いた直線を西北西に進み、カーフリイ浜の東の崖にある地点（南緯77度13分28秒東経166度25分49秒）に至り、同地点から当該崖線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。	**別記**（第一条関係） 第十六南極特別保護地区 ロス島のバード岬のカーフリイ浜のニュー・カレッジ谷 この地区は、バード岬小屋から南に約100メートルの地点（南緯77度13分８秒東経166度26分９秒）を起点として、同地点から稜線を南東に進み、南緯77度13分20秒東経166度27分５秒の地点に至り、同地点からバード岬氷帽の西端の線を南南東に進み、南緯77度13分36秒東経166度27分22秒の地点に至り、同地点から西方、北から71度の方角に引いた直線を西北西に進み、カーフリイ浜の東の崖にある地点（南緯77度13分28秒東経166度25分49秒）に至り、同地点から当該崖線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

（地　図）

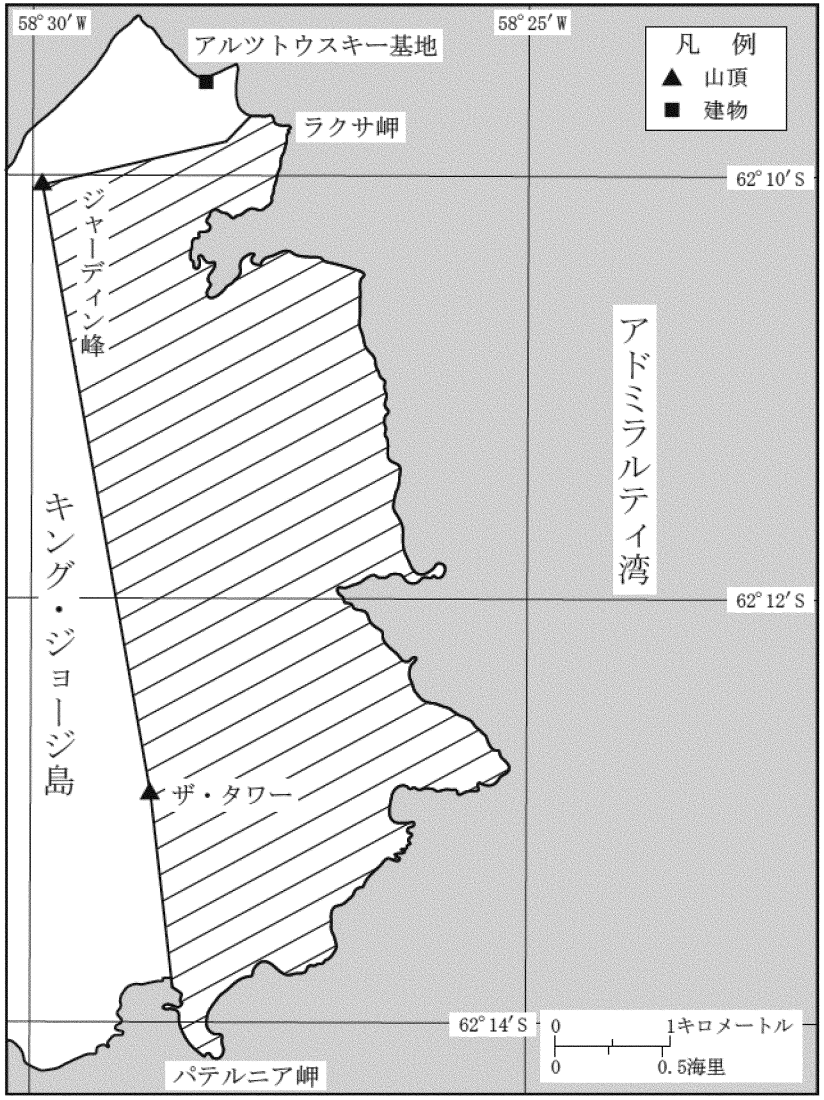

カーフリイ浜
ニュー・カレッジ谷
バード岬氷帽
バード岬小屋
166° 26′ E
166° 27′ E
77° 13′ 10″S
77° 13′ 20″S
77° 13′ 30″S
凡　例
棚氷又は氷河
建物
着陸地
棚氷又は氷河の縁
歩道
0
0
100メートル
0.05海里

（地　図）


カーフリイ浜
ニュー・カレッジ谷
バード岬氷帽
バード岬小屋
166° 27′ E
77° 13′ 30″S
凡　例
棚氷又は氷河
建物
棚氷又は氷河の縁
歩道
0
0
100メートル
0.05海里

第二十八南極特別保護地区

（地　図）



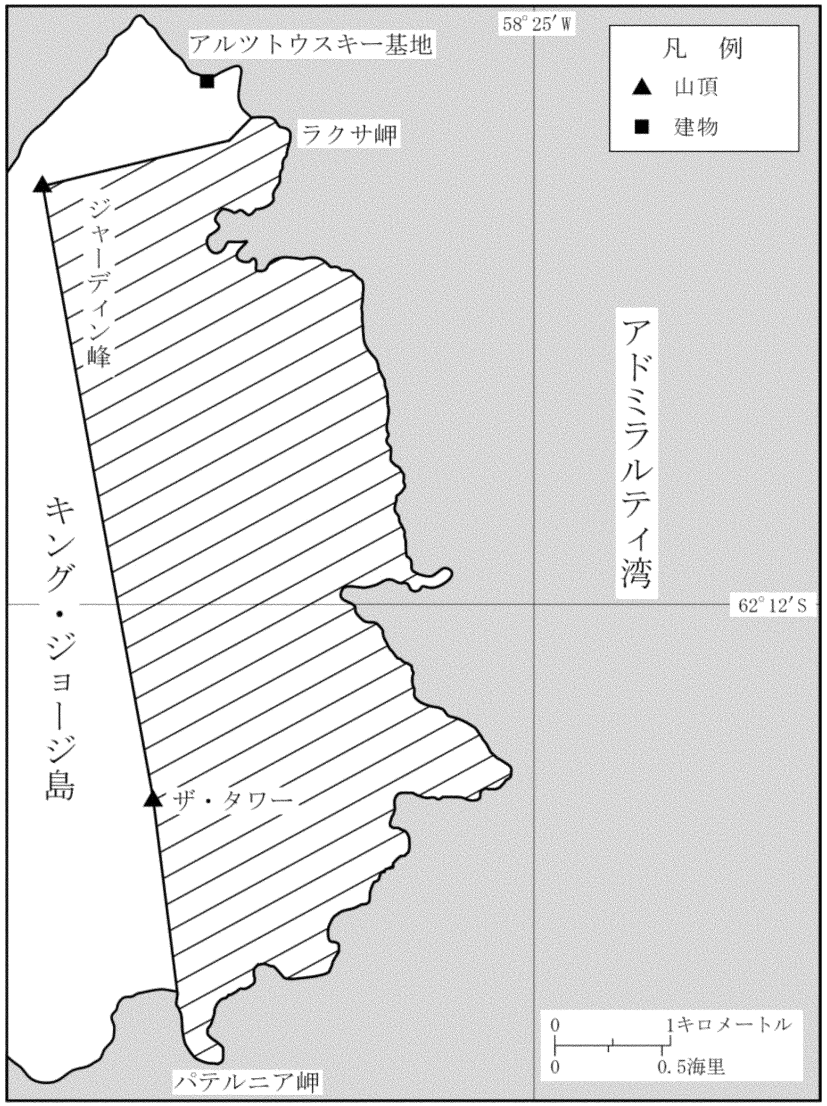
第三十七南極特別保護地区

マクマード入江のホワイト島の北西海域

この地区は、ロス島のハット岬から南西約25キロメートルにあるホワイト島の北西にあり、スペンサー・スミス岬の東端（南緯78度45秒東経167度31分42秒）を起点とし、同地点からホワイト島の海岸線を南西に進み、南緯78度45秒東経167度46分36秒の地点に至り、同地点から南緯78

第二十八南極特別保護地区

（地　図）



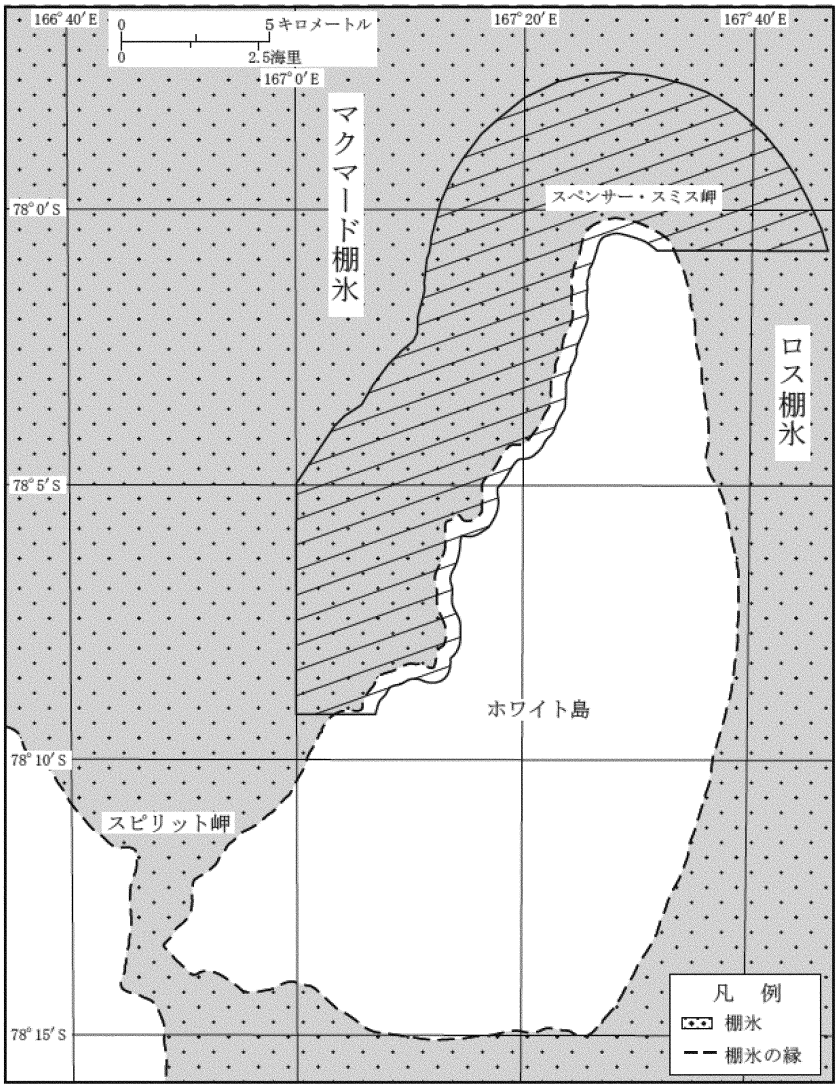
第三十七南極特別保護地区

マクマード入江のホワイト島の北西海域

この地区は、ロス島のハット岬から南西約25キロメートルにあるホワイト島の北西にあり、スペンサー・スミス岬の東端（南緯78度43秒東経167度32分42秒）を起点とし、同地点からホワイト島の海岸線を南西に進み、南緯78度９分12秒東経167度５分の地点に至り、同地点から南緯78

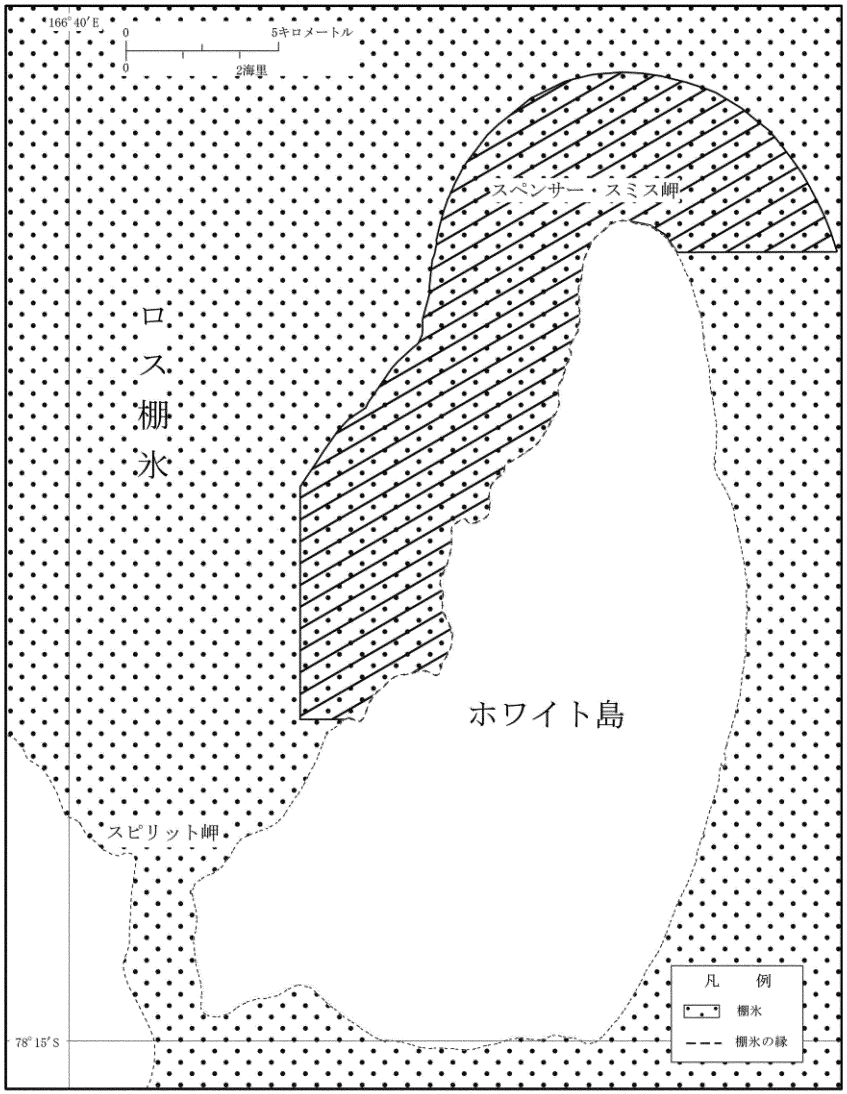
度９分12秒の緯度線を西に進み、南緯78度９分12秒東経167度の地点に至り、同地点から東経167度の経度線を北に進み、南緯78度５分東経167度の地点に至り、同地点からホワイト島の海岸線から5.8キロメートル離れたところにある線を北東に進み、南緯78度43秒東経167度46分36秒の地点に至り、同地点から同地点と起点を結ぶ直線を西に進み、起点に至る線により囲まれた海域（次の地図の斜線部分）から成る。

（地　図）



度９分12秒の緯度線を西に進み、南緯78度９分12秒東経167度の地点に至り、同地点から東経167度の経度線を北に進み、南緯78度５分東経167度の地点に至り、同地点からホワイト島の海岸線から５キロメートル離れたところにある線を北東に進み、南緯78度43秒東経167度46分37秒の地点に至り、同地点から同地点と起点を結ぶ直線を西に進み、起点に至る線により囲まれた海域（次の地図の斜線部分）から成る。

（地　図）

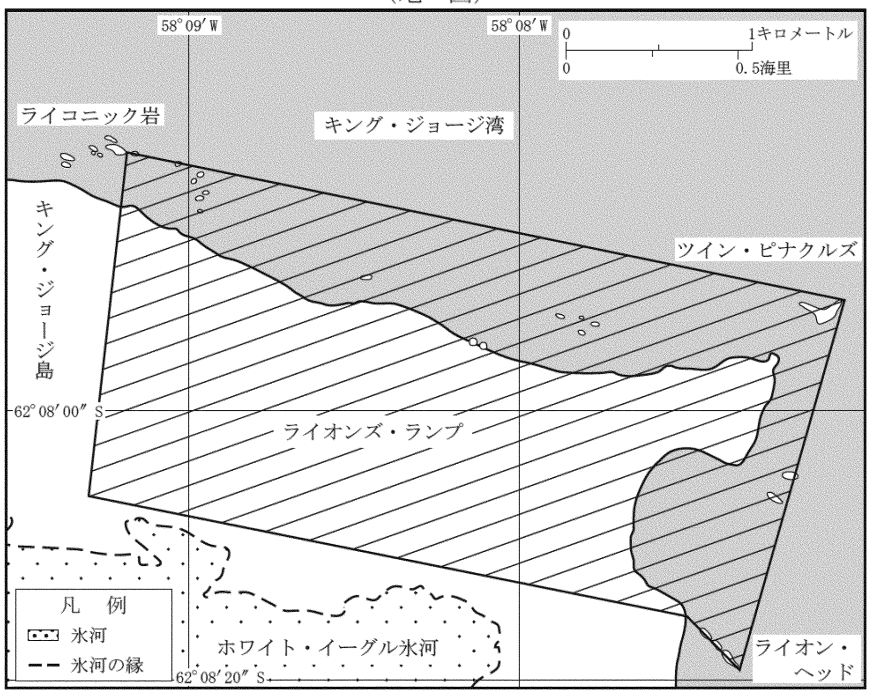


第五十一南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のライオンズ・ランプ

この地区は、ライコニック岩の東端（南緯62度７分39秒西経58度９分17秒）を起点とし、同地点とツイン・ピナクルズの北端（南緯62度７分51秒西経58度６分59秒）を結ぶ直線、同地点とライオン・ヘッドの東端（南緯62度８分７秒西経58度９分16秒）を結ぶ直線、同地点と南緯62度８分18秒西経58度７分35秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度８分23秒西経58度７分23秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

（地　図）



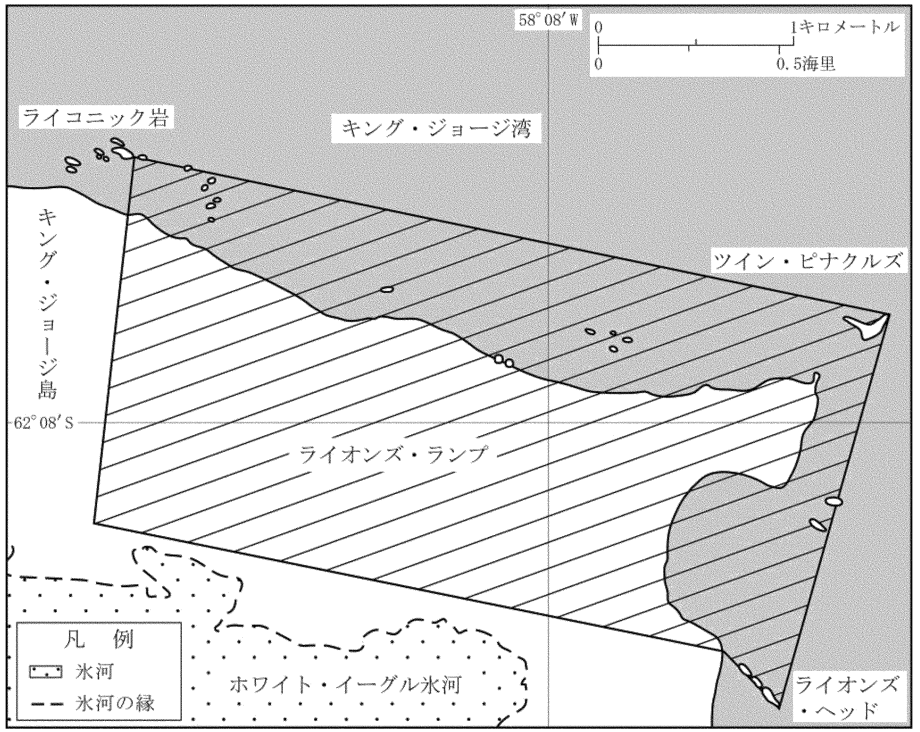
第五十二南極特別保護地区　削除

第五十一南極特別保護地区

サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のライオンズ・ランプ

この地区は、ライコニック岩の東端（南緯62度７分48秒西経58度９分17秒）を起点とし、同地点とツイン・ピナクルズの北端（南緯62度７分49秒西経58度７分14秒）を結ぶ直線、同地点とライオン・ヘッドの東端（南緯62度８分19秒西経58度７分19秒）を結ぶ直線、同地点と南緯62度８分16秒西経58度７分30秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度８分16秒西経58度９分15秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

（地　図）



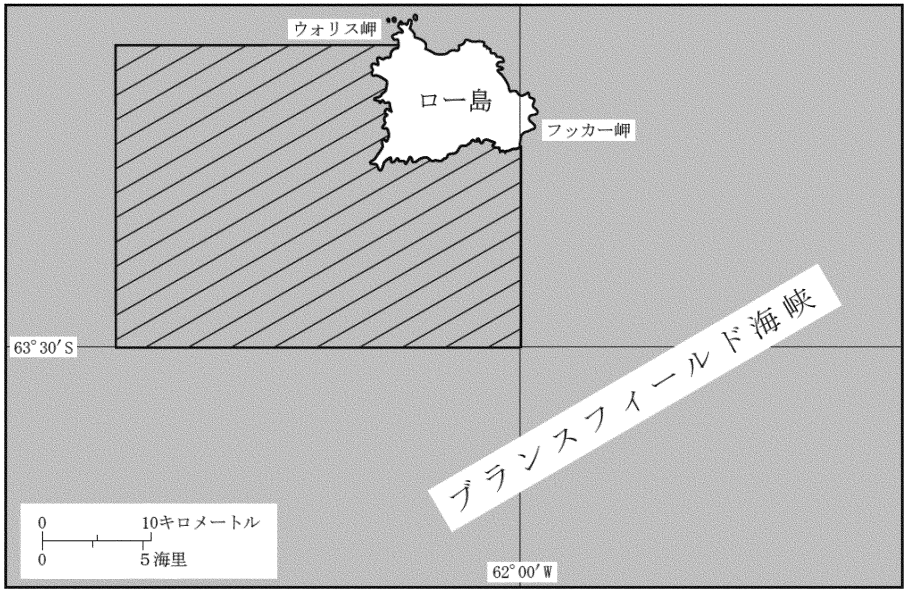
第五十二南極特別保護地区

ブランスフィールド海峡の西部

この地区は、サウス・シェトランド諸島のブランスフィールド海峡の西部にあり、南緯63度15分西経62度45分の地点と南緯63度15分西経62度13分17秒の地点を結ぶ直線、ロー島の海岸線、南緯63度20分西経62度の地点と南緯63度30分西経62度の地点を結ぶ直線、南緯63度30分の緯度線及び西経62度45分の経度線により囲まれた海域（次の地図の斜線部分）から成る。

第五十三南極特別保護地区　削除

（地　図）

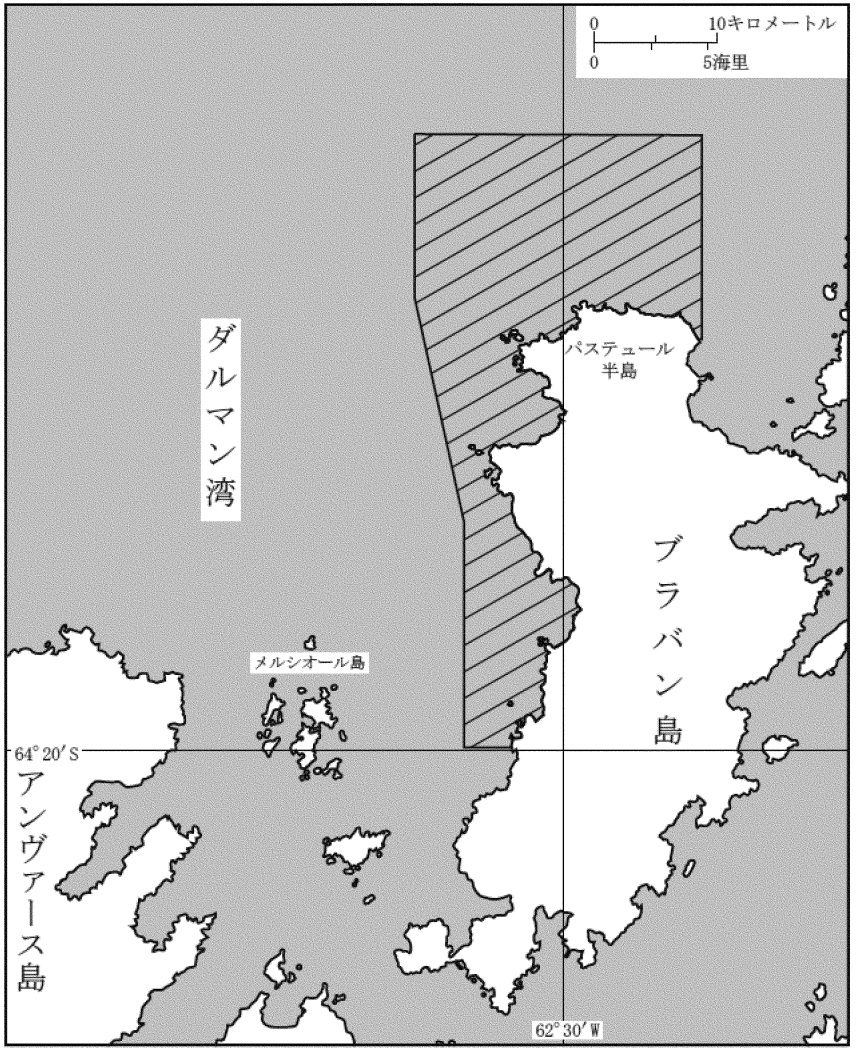


第五十三南極特別保護地区

ダルマン湾の東部

この地区は、南緯63度53分の緯度線、西経62度16分の経度線、南緯64度２分西経62度16分の地点と南緯64度20分西経62度36分の地点を結ぶブラバン島の西海岸線、南緯64度20分の緯度線、南緯64度20分西経62度40分の地点と南緯64度10分西経62度40分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯64度西経62度45分の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯63度53分西経62度45分の地点を結ぶ直線により囲まれた海域（次の地図の斜線部分）から成る。

（地　図）



（新設）

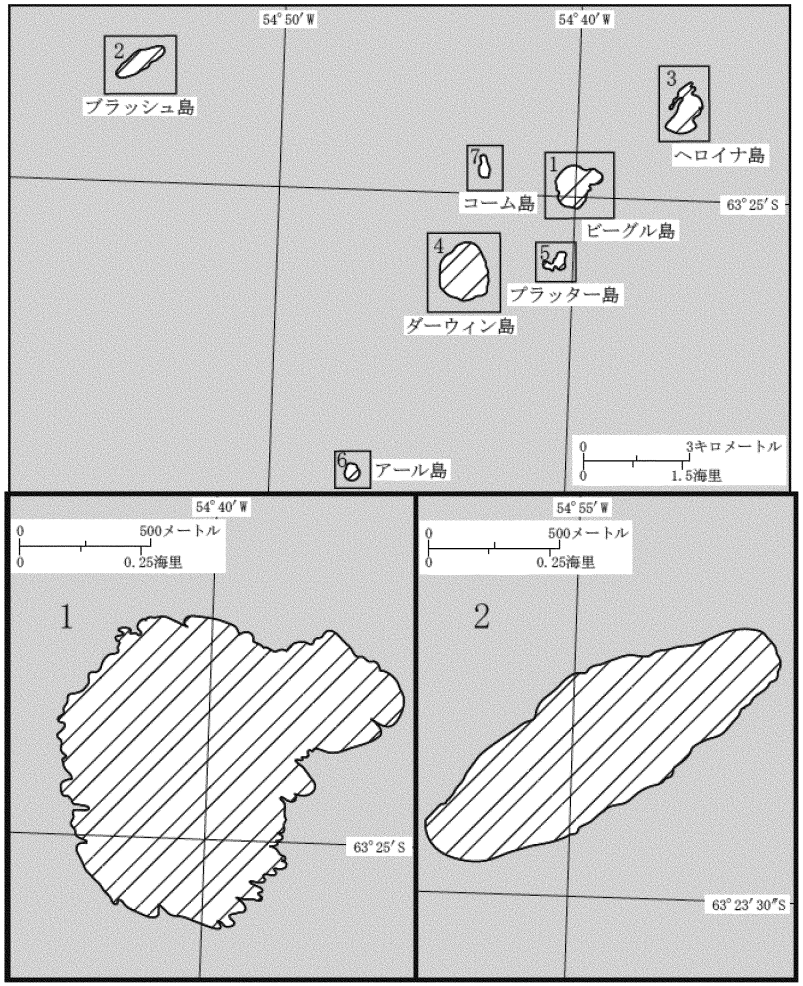
第八十南極特別保護地区

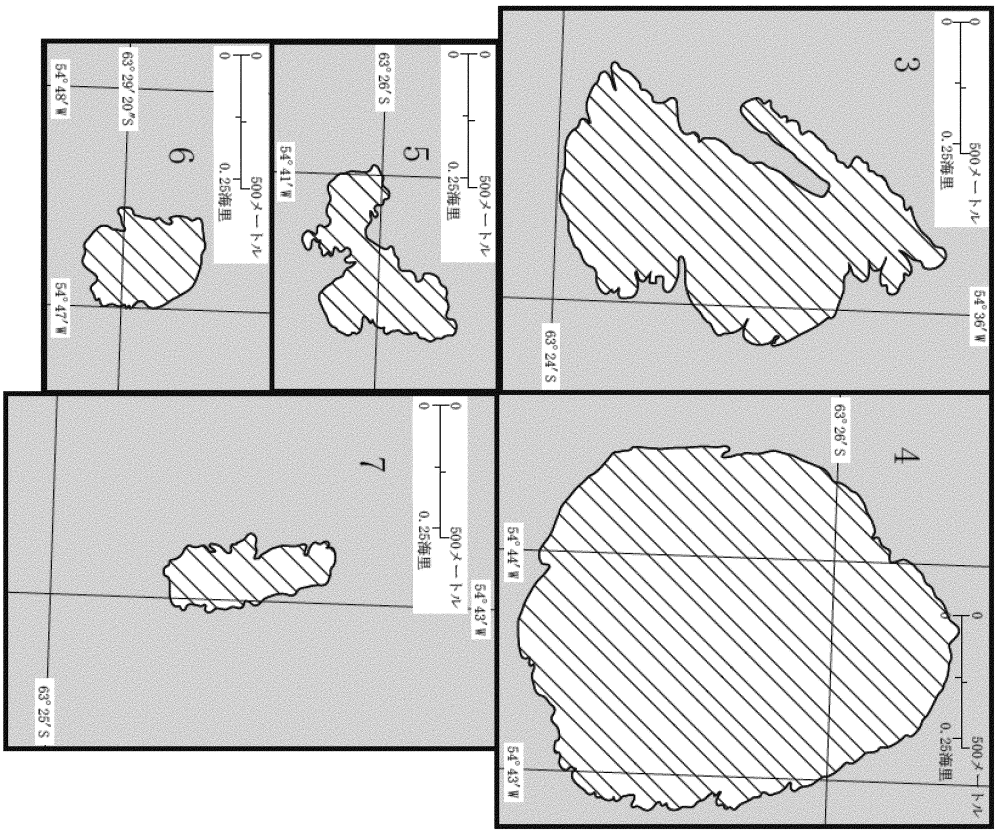
南極半島北東部　デンジャー諸島群島

この地区は、南緯63度22分から南緯63度３分まで及び西経54度56分から西経54度35分までにある７つの島々であり、南緯63度24分52秒西経54度40分２秒に位置するビーグル島の海岸線（干潮線）により囲まれた区域、南緯63度23分11秒西経54度54分47秒に位置するブラッシュ島の海岸線

（干潮線）により囲まれた区域、南緯63度23分39秒西経54度36分20秒に位置するヘロイナ島の海岸線（干潮線）により囲まれた区域、南緯63度26分16秒西経54度43分38秒に位置するダーウィン島の海岸線（干潮線）により囲まれた区域、南緯63度26分２秒西経54度40分26秒に位置するプラッター島の海岸線（干潮線）により囲まれた区域、南緯63度29分16秒西経54度47分14秒に位置するアール島の海岸線（干潮線）により囲まれた区域及び南緯63度24分37秒西経54度43分４秒に位置するコーム島の海岸線（干潮線）により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

（地　図）




3
63° 24′ S
54° 36′ W
0
0
500メートル
0.25海里
4
63° 26′ S
54° 44′ W
54° 43′ W
5
63° 26′ S
54° 41′ W
6
63° 29′ 20″S
54° 48′ W
54° 47′ W
7
54° 43′ W
63° 25′ S

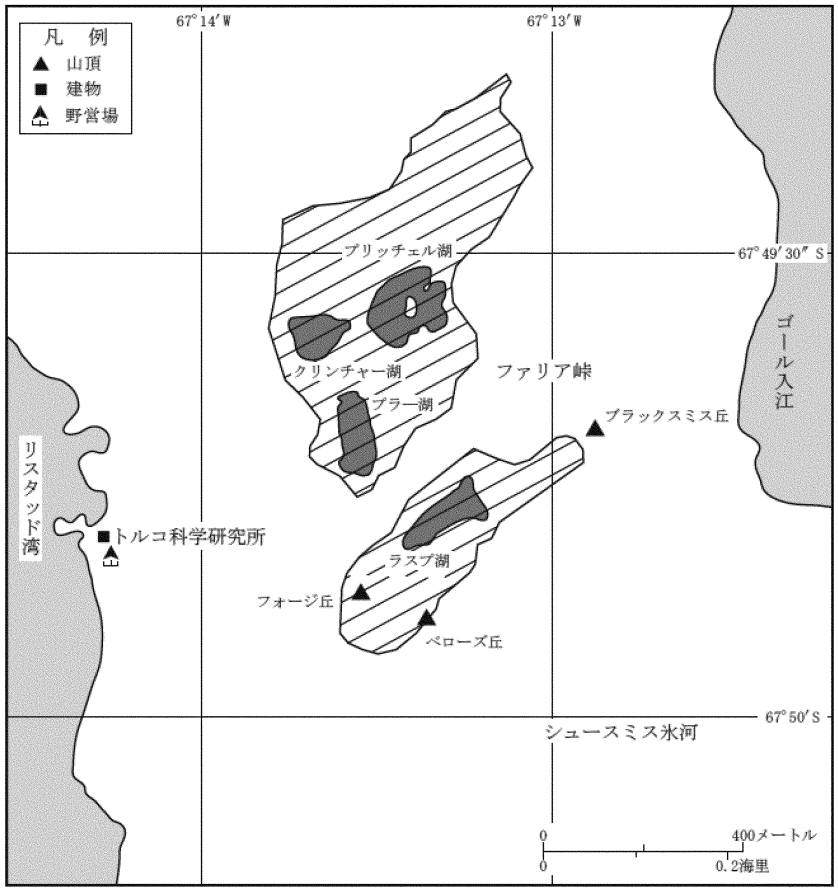
第八十一南極特別保護地区

マルグリット湾　ホースシュー島のファリア峠

この地区は、ホースシュー島のファリア峠にあり、南緯67度49分18秒西経67度13分７秒の地点を起点とし、南進し、南緯67度49分20秒西経67度13分８秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分24秒西経67度13分３秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分31秒西経67度13分17秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分36秒西経67度13分12秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分39秒西経67度13分17秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分43秒西経67度13分26秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分45秒西経67度13分33秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分43秒西経67度13分41秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分40秒西経67度13分39秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分38秒西経67度13分45秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分27秒西経67度13分46秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分25秒西経67度13分27秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分22秒西経67度13分23秒の地点に至り、同地点から北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）及び南緯67度49分41秒西経67度12分57秒の地点を起点とし、南進し、南緯67度49分43秒西経67度12分54秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分47秒西経67度13分８秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分50秒西経67度13分13秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分55秒西経67度13分29秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分54秒西経67度13分36秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分51秒西経67度13分35秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分48秒西経67度13分27秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分46秒西経67度13分24秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分42秒西経67度13分13秒の地点に至り、同地点から南緯67度49分43秒西経67度13分６秒の地点に至り、同地点から北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

（新設）

（地　図）



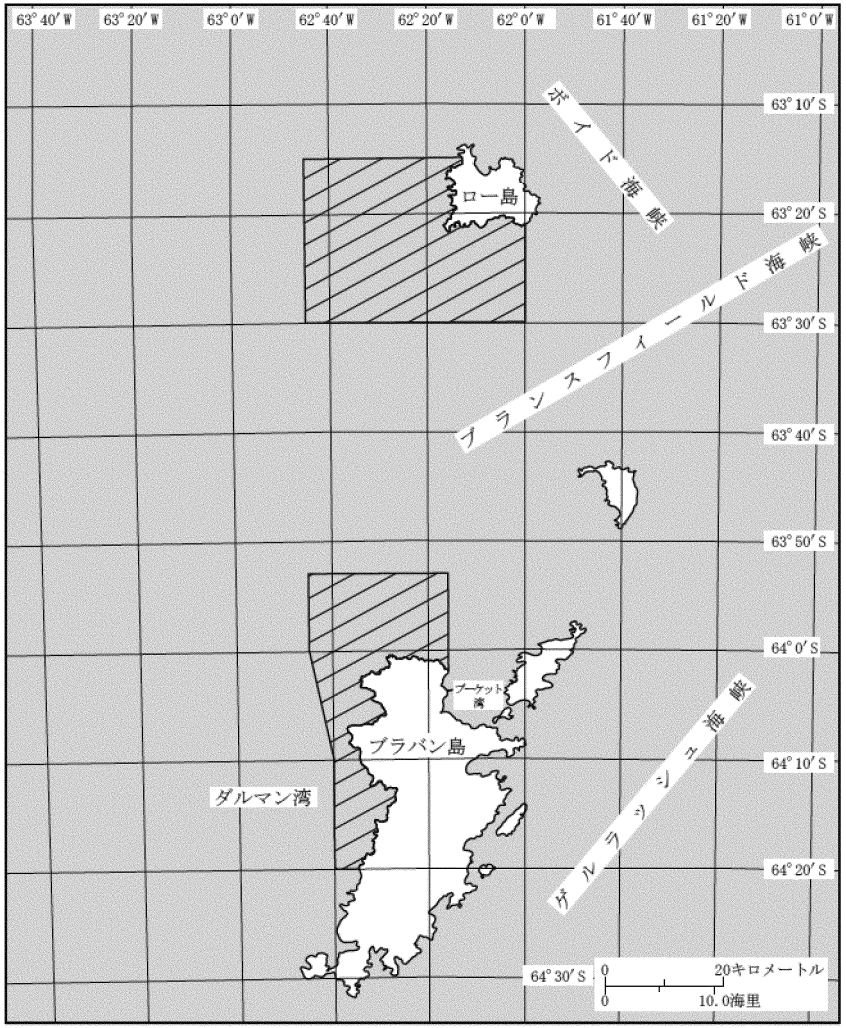
第八十二南極特別保護地区　　（新設）

ブランスフィールド海峡の西部およびダルマン湾の東部

この地区は、サウス・シェトランド諸島のブランスフィールド海峡の西部にあり、南緯63度15分西経62度45分の地点を起点とし、同地点と南緯63度15分西経62度12分40秒の地点を結ぶ直線、ロー島の海岸線、南緯63度21分５秒西経62度の地点と南緯63度30分西経62度の地点を結ぶ直線、

南緯63度30分の緯度線及び西経62度45分の経度線により囲まれた海域（次の地図の斜線部分）、南緯63度53分の緯度線と西経62度45分の経度線が交わる地点と南緯63度53分西経62度16分の地点を結ぶ直線、同地点から南進し、南緯64度２分西経62度16分に至り、同地点と南緯64度20分西経62度35分の地点を結ぶブラバン島の西海岸線、南緯64度20分西経62度35分の地点から緯度線を西進し、同地点と南緯64度20分西経62度40分の地点を結ぶ直線、南緯64度20分西経62度40分の地点から北進し、同地点と南緯64度10分西経62度40分の地点を結ぶ緯度線、南緯64度10分西経62度40分の地点と南緯64度西経62度45分の地点を結ぶ直線同地点から北進し、起点に至る緯度線により囲まれた海域（次の地図の斜線部分）から成る。

（地　図）



別表第一　南極環境構成要素並びにその観測又は測定の対象及び方法（第五条及び第十五条関係）

南極環境構成要素	観測又は測定の対象	観測又は測定の方法
南極地域の大気～南極地域の地質	（略）	（略）
南極地域に生息又は生育する動植物	（略）	イ　目視又は観測機器による構成種及び個体数の調査 ロ～ホ　（略）
南極史跡記念物・南極地域の景観	（略）	（略）

別表第四　南極史跡記念物（第八条関係）

番号	名称	位置
一～二十三	（略）	（略）
二十四	千九百十二年にロアール・アムンセンによりクイーン・モード山脈のベティ山に建てられた石塚	南緯八十五度十分二十三秒西経百六十三度三十六分五秒
二十五～九十二	（略）	（略）
九十三	千九百十四年から千九百十五年にかけて行われたアーネスト・シャクルトン率いる南極横断探検隊により使用された沈没船「エンデュアランス」号	南緯六十八度四十四分二十一秒西経五十二度十九分四十七秒
九十四・九十五	（略）	（略）
九十六	千九百六十九年に第十四回ソビエト南極探検隊がウンター湖を訪れたことを記念するプレート	南緯七一度二十分二十五秒東経十三度二十七分

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～三十四南極特別保護地区	（略）
第三十五南極特別保護地区	一～五　（略） 六　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 七・八　（略） （削除） 九・十　（略）

別表第一　南極環境構成要素並びにその観測又は測定の対象及び方法（第五条及び第十五条関係）

南極環境構成要素	観測又は測定の対象	観測又は測定の方法
南極地域の大気～南極地域の地質	（略）	（略）
南極地域に生息又は生育する動植物	（略）	イ　目視による構成種及び個体数の調査 ロ～ホ　（略）
南極史跡記念物・南極地域の景観	（略）	（略）

別表第四　南極史跡記念物（第八条関係）

番号	名称	位置
一～二十三	（略）	（略）
二十四	千九百十二年にロアール・アムンセンによりクイーン・モード山脈のベティ山に建てられた石塚	南緯八十五度十一分西経百六十三度四十五分
二十五～九十二	（略）	（略）
九十三	千九百十四年から千九百十五年にかけて行われたアーネスト・シャクルトン率いる南極横断探検隊により使用された沈没船「エンデュアランス」号	不明
九十四・九十五	（略）	（略）
	（新設）	

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～三十四南極特別保護地区	（略）
第三十五南極特別保護地区	一～五　（略） （新設） 六・七　（略） 八　原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 九・十　（略）

第三十六南極特別保護地区	（略）	
第三十七南極特別保護地区	一～七　（略） 八　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 九～十四　（略）	
第三十八～第五十一南極特別保護地区	（略）	
		（削除）

第三十六南極特別保護地区	（略）	
第三十七南極特別保護地区	一～七　（略） （新設） 八～十三　（略）	
第三十八～第五十一南極特別保護地区	（略）	
第五十二南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二　船舶は当該地区内にびょう泊しないこと。 三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 四　当該地区内では野営しないこと。 五　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 六　当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 七　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 八　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 九　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	
第五十三南極特別保護地区		一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二　船舶は当該地区内にびょう泊しないこと。 三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 四　当該地区内では野営しないこと。

第五十四南極特別保護地区	一～八　（略） 九　航空機は当該地区の直上空域であって、地表から高度五十メートル以下の空域を飛行しないこと。 十　回転翼航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度五十メートル以下の空域をホバリングしないこと。 十一・十二　（略） 十三　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十四～十八　（略）
第五十五～七十二南極特別保護地区	（略）
第七十三南極特別保護地区	一～四　（略） 五　原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、*Aptenodytes forsteri*（コウテイペンギン）の繁殖地から五百メートルの範囲又は*Leptonychotes weddelli*（ウェッデルアザラシ）の集団から三百五十メートルの範囲に着陸しないこと。 六～九　（略） 十　当該地区内に調理していない家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十一～十五　（略）
第七十四南極特別保護地区	（略）
第七十五南極特別保護地区	一・二　（略） 三　当該地区内では徒歩で移動すること。 四　（略） 五　回転翼航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度五十メートル以下の空域を飛行しないこと。 六～十二　（略） 十三　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十四・十五　（略）
第七十六～七十九南極特別保護地区	（略）

第五十四南極特別保護地区	五　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 六　当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 七　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 八　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 九　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第五十五～七十二南極特別保護地区	（略）
第七十三南極特別保護地区	一～四　（略） 五　原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、*Aptenodytes forsteri*（コウテイペンギン）の繁殖地又は*Leptonychotes weddelli*（ウェッデルアザラシ）の集団から九百三十メートルの範囲に着陸しないこと。 六～九　（略） 十～十四　（略）
第七十四南極特別保護地区	（略）
第七十五南極特別保護地区	一・二　（略） 三　（新設） 四～十　（略） 十一・十二　（新設）
第七十六～七十九南極特別保護地区	（略）

第八十南極特別保護地区	
一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は普及啓発活動に限る。 二　当該地区内では車両を使用しないこと。 三　当該地区内では徒歩で移動すること。 四　航空機は当該地区内に着陸しないこと。 五　原則として、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 六　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 七　原則として、当該地区内では野営しないこと。	
第八十一南極特別保護地区	
一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二　当該地区内では車両を使用しないこと。 三　当該地区内では徒歩で移動すること。 四　航空機は当該地区内に着陸しないこと。 五　船内機又は船外機付きのボートを使用しないこと。 六　当該地区内の湖で泳がないこと。 七　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 八　当該地区内では野営しないこと。 九　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 十一　当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 十二　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 十三　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	

（新設）	
（新設）	

第八十二南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は普及啓発活動に限る。 二　原則として、船舶は当該地区内にびょう泊しないこと。 三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。 四　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 五　当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 六　当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 七　当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 八　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 九　当該地区内及び当該地区の海域では廃棄物を処分しないこと。 十　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	（新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条第一項の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行前にした法第七条第一項の規定による確認は、同項第三号の要件については、この省令による改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○環境省令第二十六号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第七条の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十五日

環境大臣　浅尾慶一郎

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（公表の方法） **第一条**　地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第七条の規定による我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量の公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。 （都道府県及び市町村の公表） **第四条**　都道府県及び市町村は、法第二十一条第十六項の規定により地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表するに当たっては、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うものとする。 （関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請等） **第五条**　都道府県及び市町村は、法第二十一条第十七項の規定により関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、協力を求め、又は意見を述べようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面に、地方公共団体実行計画を添えて、送付することにより行わなければならない。 一～三　（略） （促進区域の設定に関する環境省令で定める基準） **第五条の二**　法第二十一条第七項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） ２　（略） （促進区域の設定に関する都道府県の基準の定め方） **第五条の三**　法第二十一条第七項に規定する都道府県の基準（以下「都道府県基準」という。）は、次条から第五条の六までに定めるところにより、定めるものとする。	（公表の方法） **第一条**　地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第七条の規定による我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量の公表は、官報に掲載して行うものとする。 （都道府県及び市町村の公表） **第四条**　都道府県及び市町村は、法第二十一条第十五項の規定により地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表するに当たっては、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うものとする。 （関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請等） **第五条**　都道府県及び市町村は、法第二十一条第十六項の規定により関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、協力を求め、又は意見を述べようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面に、地方公共団体実行計画を添えて、送付することにより行わなければならない。 一～三　（略） （促進区域の設定に関する環境省令で定める基準） **第五条の二**　法第二十一条第六項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） ２　（略） （促進区域の設定に関する都道府県の基準の定め方） **第五条の三**　法第二十一条第六項に規定する都道府県の基準（以下「都道府県基準」という。）は、次条から第五条の六までに定めるところにより、定めるものとする。

附　則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十九号）の施行に伴い、並びに犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十条第一項の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月二十五日

国家公安委員会委員長　坂井　学

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

様式第１号（第16条関係）

（表　　面）

遺族給付金支給裁定申請書

年　月　日

公安委員会　殿

申請者
フリガナ
氏　名
本籍・国籍
住　所
犯罪被害者との続柄

下記により、遺族給付金の支給の裁定を申請します。

犯罪被害	①犯罪行為の行われた日時	年　月　日　午前・後　時ころ
	②犯罪行為の行われた場所	
	③犯罪被害者 フリガナ 氏名	男・女
	生年月日	年　月　日生
	本籍・国籍	
	住所	
	勤務先名称・所在地	
	死亡年月日	年　月　日
	④犯罪被害の発生状況	
	死亡を受け前に治療した場合 ⑤負傷し、又は疾病にかかった日	①と同じ・それ以外の日（　年　月　日）
	死亡を受け前に治療した場合 ⑥負傷又は疾病の状態	
	死亡を受け前に治療した場合 ⑦犯罪被害者負担額	円
	死亡を受け前に治療した場合 ⑧収入の全部又は一部を得ることができなかった日数	日
	⑨取扱捜査機関	都道府県　警察署
⑩遺族の第一順位	氏名 / 犯罪被害者との続柄 / 住所	
⑪生計維持関係遺族	氏名 / 犯罪被害者との続柄 / 職業 / 住所	
⑫	損害賠償を受けたことの有無	有（受領した損害賠償の額　円）・無
備考		

※受付	年　月　日　第　号　警察署経由

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏　　面）

注意

1　遺族給付金の支給を受けることができるのは、犯罪被害者の死亡の時において、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する遺族であり、その順位は、法定の除外事由がない限り、⑴、⑵、⑶の順序（⑵及び⑶に掲げる遺族については、それぞれに掲げる順序）です。自分よりも先順位の遺族がある場合は、遺族給付金を受けることはできません。
⑴　犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
⑵　犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
⑶　⑵以外の犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
2　申請者は、※印の欄には記入しないでください。
3　記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、記入すべき額の算定が困難である場合には「算定困難」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。
4　⑤から⑧までの欄は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合にのみ記入してください。
5　⑥の欄は、その記入事項が添付する診断書等の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」等と記入してください。
6　⑦の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額（⑤から３年を経過するまでの間における保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額）を記入してください。
7　⑧の欄は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合にのみ、その日数を記入してください。
8　⑪の欄は、犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条第２項第１号から第５号までのいずれかに該当する遺族（申請者及び他の第一順位遺族を含む。）をすべて記入してください。
9　この申請書には、次の書類を添えて出してください。ただし、これらの書類の１通で他のことも明らかにすることができるときは、他のことについて同じ書類を添える必要はありません。また、同一の世帯に属する他の遺族が同時に申請書を提出する場合で、他の申請書に同じ書類を添えているときは、その旨をこの申請書の備考欄に記入すれば、重複してその書類を添える必要はありません。
⑴　犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
⑵　申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本
⑶　申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（例えば住民票の写し）
⑷　申請者が１の⑵又は⑶に掲げる遺族であるときは、自分よりも先順位の遺族がいないことを証明することができる書類（例えば先順位の遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の抄本）
⑸　申請者が犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、令第６条第２項第１号から第５号までのいずれかに該当する遺族（以下「生計維持関係遺族」という。）であったときは、申請者が犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（例えば住民票の写し）
⑹　申請者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第15条で定める障害の状態にある妻又は令第６条第２項第５号に該当する遺族であったときは、犯罪行為の行われた当時、それらの障害の状態にあったことを証明することができる医師の診断書その他の書類
⑺　申請者以外の１の⑴から⑶までに掲げる遺族に生計維持関係遺族が含まれているときは、その該当する事実を証明することができる書類
⑻　⑺の生計維持関係遺族である者に犯罪行為が行われた当時８歳未満であった者が含まれているときは、その者の生年月日を証明することができる書類
⑼　犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類（例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など）
⑽　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第10条第３項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書など）
⑾　法第９条第５項に規定する場合には、次に掲げる書類（同項第１号に掲げる場合はアからウまで、同項第２号に掲げる場合はアからオまでの書類）
ア　負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態（負傷又は疾病の療養のため従前の勤労に従事できないと認められる場合には、そのことに関する事項を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類（例えば傷病診断書など）
イ　犯罪被害者が令第９条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類
ウ　法第９条第５項第１号又は第２号の犯罪被害者負担額を証明することができる書類（例えば死亡前に犯罪被害者が医療機関等から受領した領収書など）
エ　法第９条第３項の休業日の数を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）
オ　休業日に法第９条第３項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）
10　この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

改正前

様式第１号（第16条関係）

（表　　面）

遺族給付金支給裁定申請書

年　月　日

公安委員会　殿

申請者
フリガナ
氏　名
本籍・国籍
住　所
犯罪被害者との続柄

下記により、遺族給付金の支給の裁定を申請します。

犯罪被害	①犯罪行為の行われた日時	年　月　日　午前・後　時ころ
	②犯罪行為の行われた場所	
	③犯罪被害者 フリガナ 氏名	男・女
	生年月日	年　月　日生
	本籍・国籍	
	住所	
	勤務先名称・所在地	
	死亡年月日	年　月　日
	④犯罪被害の発生状況	
	死亡を受け前に治療した場合 ⑤負傷し、又は疾病にかかった日	①と同じ・それ以外の日（　年　月　日）
	死亡を受け前に治療した場合 ⑥負傷又は疾病の状態	
	死亡を受け前に治療した場合 ⑦犯罪被害者負担額	円
	死亡を受け前に治療した場合 ⑧収入の全部又は一部を得ることができなかった日数	日
	⑨取扱捜査機関	都道府県　警察署
⑩遺族の第一順位	氏名 / 犯罪被害者との続柄 / 住所	
⑪生計維持関係遺族	氏名 / 犯罪被害者との続柄 / 職業 / 住所	
⑫	損害賠償を受けたことの有無	有（受領した損害賠償の額　円）・無
備考		

※受付	年　月　日　第　号　警察署経由

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏　　面）

注意

1　遺族給付金の支給を受けることができるのは、犯罪被害者の死亡の時において、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する遺族であり、その順位は、法定の除外事由がない限り、⑴、⑵、⑶の順序（⑵及び⑶に掲げる遺族については、それぞれに掲げる順序）です。自分よりも先順位の遺族がある場合は、遺族給付金を受けることはできません。
⑴　犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
⑵　犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
⑶　⑵以外の犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
2　申請者は、※印の欄には記入しないでください。
3　記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、記入すべき額の算定が困難である場合には「算定困難」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。
4　⑤から⑧までの欄は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合にのみ記入してください。
5　⑥の欄は、その記入事項が添付する診断書等の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」等と記入してください。
6　⑦の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額（⑤から３年を経過するまでの間における保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額）を記入してください。
7　⑧の欄は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合にのみ、その日数を記入してください。
8　⑪の欄は、犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条第２項第１号から第５号までのいずれかに該当する遺族（申請者及び他の第一順位遺族を含む。）をすべて記入してください。
9　この申請書には、次の書類を添えて出してください。ただし、これらの書類の１通で他のことも明らかにすることができるときは、他のことについて同じ書類を添える必要はありません。また、同一の世帯に属する他の遺族が同時に申請書を提出する場合で、他の申請書に同じ書類を添えているときは、その旨をこの申請書の備考欄に記入すれば、重複してその書類を添える必要はありません。
⑴　犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
⑵　申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本
⑶　申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（例えば住民票の写し）
⑷　申請者が１の⑵又は⑶に掲げる遺族であるときは、自分よりも先順位の遺族がいないことを証明することができる書類（例えば先順位の遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の抄本）
⑸　申請者が犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、令第６条第２項第１号から第５号までのいずれかに該当する遺族（以下「生計維持関係遺族」という。）であったときは、申請者が犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（例えば住民票の写し）
⑹　申請者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第15条で定める障害の状態にある妻又は令第６条第２項第５号に該当する遺族であったときは、犯罪行為の行われた当時、それらの障害の状態にあったことを証明することができる医師の診断書その他の書類
⑺　申請者以外の１の⑴から⑶までに掲げる遺族に生計維持関係遺族が含まれているときは、その該当する事実を証明することができる書類
⑻　⑺の生計維持関係遺族である者に犯罪行為が行われた当時８歳未満であった者が含まれているときは、その者の生年月日を証明することができる書類
⑼　犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類（例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など）
⑽　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第10条第３項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書など）
⑾　法第９条第５項に規定する場合には、次に掲げる書類（同項第１号に掲げる場合はアからウまで、同項第２号に掲げる場合はアからオまでの書類）
ア　負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態（負傷又は疾病の療養のため従前の勤労に従事できないと認められる場合には、そのことに関する事項を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類（例えば傷病診断書など）
イ　犯罪被害者が令第９条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類（例えば健康保険の被保険者証の写しなど）
ウ　法第９条第５項第１号又は第２号の犯罪被害者負担額を証明することができる書類（例えば死亡前に犯罪被害者が医療機関等から受領した領収書など）
エ　法第９条第３項の休業日の数を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）
オ　休業日に法第９条第３項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）
10　この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

様式第２号（第17条関係）

（表　面）

重傷病給付金支給裁定申請書

年　月　日

公安委員会　殿

申請者　フリガナ　氏　名

下記により、重傷病給付金の支給の裁定を申請します。

犯罪被害	①犯罪行為の行われた日時	年　月　日　午前後　時ころ	
	②犯罪行為の行われた場所		
	③犯罪被害者 フリガナ 氏名		男・女
	生年月日	年　月　日生	
	本籍・国籍		
	住所		
	勤務先名称・所在地		
	④犯罪被害の発生状況		
	⑤負傷し、又は疾病にかかった日	①と同じ・それ以外の日（　年　月　日）	
	⑥⑤から３年以内の入院日数	日	
	⑦負傷又は疾病の状態		
	⑧犯罪被害者負担額	円	
	⑨収入の全部又は一部を得ることができなかった日数	日	
	⑩取扱捜査機関	都道府県　警察署	
⑪　損害賠償を受けたことの有無		有（受領した損害賠償の価額　円）・無	
備考			

※受付	年　月　日　第　号	警察署経由

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏　面）

注意

１　申請者は、※印の欄には記入しないでください。

２　記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、記入すべき額の算定が困難である場合には「算定困難」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。

３　⑥の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のために、⑤から３年を経過するまでの間において、病院に入院した日数を記入してください。

４　⑦の欄は、その記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。

５　⑧の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額（⑤から３年を経過するまでの間における保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額）を記入してください。

６　⑨の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合にのみ、その日数を記入してください。

７　この申請書には、次の書類を添えて出してください。

⑴　負傷し、又は疾病にかかった日、負傷し、又は疾病にかかった日から起算して３年を経過するまでの間における入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができるもの

⑵　犯罪被害者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第９条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類

⑶　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第９条第２項の犯罪被害者負担額を証明することができる書類（例えば医療機関等から受領した領収書など）

⑷　法第10条第３項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書など）

⑸　法第９条第３項に規定する場合には、次の書類

ア　負傷又は疾病の療養のため従前の勤労に従事することができないと認められることに関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類（例えば傷病診断書など）

イ　犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類（例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など）

ウ　法第９条第３項の休業日の数を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）

エ　休業日に法第９条第３項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）

８　この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

様式第２号（第17条関係）

（表　面）

重傷病給付金支給裁定申請書

年　月　日

公安委員会　殿

申請者　フリガナ　氏　名

下記により、重傷病給付金の支給の裁定を申請します。

犯罪被害	①犯罪行為の行われた日時	年　月　日　午前後　時ころ	
	②犯罪行為の行われた場所		
	③犯罪被害者 フリガナ 氏名		男・女
	生年月日	年　月　日生	
	本籍・国籍		
	住所		
	勤務先名称・所在地		
	④犯罪被害の発生状況		
	⑤負傷し、又は疾病にかかった日	①と同じ・それ以外の日（　年　月　日）	
	⑥⑤から３年以内の入院日数	日	
	⑦負傷又は疾病の状態		
	⑧犯罪被害者負担額	円	
	⑨収入の全部又は一部を得ることができなかった日数	日	
	⑩取扱捜査機関	都道府県　警察署	
⑪　損害賠償を受けたことの有無		有（受領した損害賠償の価額　円）・無	
備考			

※受付	年　月　日　第　号	警察署経由

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏　面）

注意

１　申請者は、※印の欄には記入しないでください。

２　記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、記入すべき額の算定が困難である場合には「算定困難」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。

３　⑥の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のために、⑤から３年を経過するまでの間において、病院に入院した日数を記入してください。

４　⑦の欄は、その記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。

５　⑧の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額（⑤から３年を経過するまでの間における保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額）を記入してください。

６　⑨の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合にのみ、その日数を記入してください。

７　この申請書には、次の書類を添えて出してください。

⑴　負傷し、又は疾病にかかった日、負傷し、又は疾病にかかった日から起算して３年を経過するまでの間における入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができるもの

⑵　犯罪被害者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第９条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類（例えば健康保険の被保険者証の写しなど）

⑶　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第９条第２項の犯罪被害者負担額を証明することができる書類（例えば医療機関等から受領した領収書など）

⑷　法第10条第３項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書など）

⑸　法第９条第３項に規定する場合には、次の書類

ア　負傷又は疾病の療養のため従前の勤労に従事することができないと認められることに関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類（例えば傷病診断書など）

イ　犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類（例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など）

ウ　法第９条第３項の休業日の数を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）

エ　休業日に法第９条第３項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）

８　この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置） **第六十七条**　法第三十一条の十三第三項の国家公安委員会規則で定める措置は、法第二条第九項に規定する会話の申込みがあつた場合において、その都度、次の各号のいずれかの方法により当該会話の申込みをした者（以下この項において「申込者」という。）が十八歳以上であることを確認する措置とする。 一　申込者から、その身分証明書、運転免許証その他の当該申込者の年齢又は生年月日を証する書面（以下この条及び第七十三条において「身分証明書等」という。）の当該申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し（以下この条及び第七十三条において単に「写し」という。）をファクシミリ装置により受信すること。 ［二・三　略］ 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置） **第六十七条**　［同上］ 一　申込者から、その身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該申込者の年齢又は生年月日を証する書面（以下この条及び第七十三条において「身分証明書等」という。）の当該申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し（以下この条及び第七十三条において単に「写し」という。）をファクシミリ装置により受信すること。 ［二・三　同上］ 2　［同上］

（古物営業法施行規則の一部改正）

第三条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（確認の方法等） **第十五条**　法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料（一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。）の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。 ［2～4　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（確認の方法等） **第十五条**　法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料（一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。）の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。 ［2～4　同上］

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（児童でないことの確認の方法） **第五条**　法第十一条本文の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。 一　異性交際希望者から、その運転免許証その他の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日、当該書面の名称及び当該書面を発行し又は発給した者の名称に係る部分の提示、当該部分の写しの送付又は当該部分に係る画像の電磁的方法による送信を受けること。 ［二～四　略］ ［2～4　略］	（児童でないことの確認の方法） **第五条**　［同上］ 一　異性交際希望者から、その運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日、当該書面の名称及び当該書面を発行し又は発給した者の名称に係る部分の提示、当該部分の写しの送付又は当該部分に係る画像の電磁的方法による送信を受けること。 ［二～四　同上］ ［2～4　同上］

（本人を特定する事項の確認の方法）

第六条　法第十一条ただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、異性交際希望者からその運転免許証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する書面の提示を受けてその住所、氏名及び年齢を確認することとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める措置をとることをもって足りる。

［一・二　略］

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（遺失物法施行規則の一部改正）

第五条　遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（他の警察本部長に通報する貴重な物件） **第十一条**　法第八条第一項（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める物件は、次に掲げる物件とする。 ［一～三　略］ 四　運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの ［五・六　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（他の警察本部長に通報する貴重な物件） **第十一条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの ［五・六　同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。